

平成29事業年度

業務実績等報告書

平成29年4月1日～平成30年3月31日

平成30年6月



独立行政法人
駐留軍等労働者労務管理機構（エルモ）

P C : <https://www.lmo.go.jp>

mobile : <https://www.lmo.go.jp/m/>

*Labor Management Organization For USFJ Employees
Incorporated Administrative Agency*

●目 次●

はじめに 国民の皆様へ	1
-------------------	---

第1章 エルモに関する基礎的な情報

1 法人の概要	
(1) エルモの役割	4
(2) エルモの目的・設立	5
(3) エルモの主な業務内容	5
(4) 沿革	5
(5) 設立の根拠となる法律	5
(6) 主務大臣（主務省所管課）	5
(7) 組織（平成29年度末現在）	6
2 本部・支部の所在地	7
3 資本金（政府出資金）の状況	12
4 役員及び常勤職員の状況	12

第2章 平成29年度の業務実績等

概要	13
1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
(1) 駐留軍等労働者の雇入れ、提供及び労務管理の実施に関する業務	14
ア 業務の実施状況	14
イ 駐留軍等労働者の募集	17
(2) 駐留軍等労働者の給与の支給に関する業務	24
ア 業務の実施状況	24
イ 給与に係る調査及び分析並びに改善案の作成	26
(3) 駐留軍等労働者の福利厚生の実施に関する業務	28
ア 業務の実施状況	28
イ 退職準備研修の実施	32
ウ 基地内臨時窓口の設置	34

2	業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
(1)	業務の効率化・組織改編	36
ア	業務の効率化	36
イ	システムの安定的な稼働の確保等	37
(2)	調達等合理化の取組の推進	40
3	予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画	42
4	短期借入金の限度額	45
5	その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
(1)	人事に関する計画	45
ア	人員の適正な配置	45
イ	研修の着実な実施	46
(2)	積立金の使途	48
6	その他	
(1)	給与水準の適正化等	48
(2)	機構の広報活動	51
(3)	保有資産に係る措置	53
(4)	法人間共同調達の検討	55
(5)	内部統制の推進	55
(6)	情報セキュリティの対策の推進	58
(7)	情報公開・個人情報の保護	60

第3章	財務諸表の要約	平成29事業年度財務諸表	62
------------	----------------	------------------------------	----

第4章 財務情報

1	財務諸表に記載された事項の概要	
(1)	経常費用、経常収益、当期総損益、資産、負債、キャッシュ・フローなどの主要な財務データの経年比較・分析	65
(2)	セグメント事業損益の経年比較・分析（内容・増減理由）	66
(3)	セグメント総資産の経年比較・分析（内容・増減理由）	66
(4)	行政サービス実施コスト計算書の経年比較・分析（内容・増減理由）	66
2	重要な施設等の整備等の状況	67
3	予算及び決算の概要	67

4 経費の削減及び効率化に関する目標及びその達成状況	67
----------------------------------	----

第5章 事業に関する説明

1 財源の内訳	68
---------------	----

2 財務情報及び業務の実績に基づく説明	68
---------------------------	----

第6章 事業等のまとめりごとの予算・決算の概況 ... 69

第7章 事業計画以外の業務実績等

1 政府方針への対応	
(1) 公益法人等に対する会費の見直しについて	70
(2) 公益法人に対する支出の公表・点検について	71

2 監査	
(1) 監事監査の実施	71
(2) 内部監査の実施	73

3 法人の長等の業務運営状況	74
----------------------	----

(参考) 平成29年度業務実績に関する項目別自己評価結果一覧表	76
---------------------------------------	----

はじめに 国民の皆様へ

第1章 エルモに関する基礎的な情報

はじめに 国民の皆様へ

- ・ 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（エルモ※1）は、我が国に所在する在日米軍施設で働く駐留軍等労働者の雇入れ、提供、労務管理、給与及び福利厚生に関する業務を行うことにより、在日米軍の活動に必要な労働力の確保を図ることを目的として、平成14年4月1日に設立され、平成27年4月1日以降、行政執行法人として運営しています。
- ・ 駐留軍等労働者の労務管理等事務については、従来、機関委任事務として関係都県知事が実施していましたが、地方分権推進計画等により、当該機関委任事務が廃止され、現在、その大部分の事務をエルモが引き継ぎ実施しています。
- ・ エルモは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）に基づき、防衛大臣（主務大臣）が事業年度ごとに定める業務運営に関する目標（以下「年度目標」という。）を達成するための計画（以下「事業計画」という。）を作成し、業務の着実な実施に努めています。
また、その実績等については、通則法に基づき防衛大臣の評価を受けることにより、国民に提供するサービスその他の業務の質の向上、業務運営の効率化及びその他業務運営に関する各種施策等の推進などに反映し、確実な業務運営に努めています。
- ・ 具体的には、駐留軍等労働者の募集について、ポスター、パンフレット、ラジオ等を活用することにより、募集情報、業務内容等をより分かりやすく発信するとともに、駐留軍等労働者の福利厚生業務について、仕事と生活との調和の実現に向けた両立支援及び女性活躍推進等への取組、駐留軍等労働者の健康の保持増進の一層の充実、受講者の意見を踏まえた退職準備研修の実施など、サービスの向上及び業務の効率化に努めています。
- ・ エルモは、行政執行法人として運営していくに当たり、平成27年3月に法人運営に関する基本的事項として、新たにエルモの運営基本理念及び役職員の行動指針を定め、役職員一同駐留軍等労働者へのサービスや業務のより一層の向上を目指して、職務にまい進しています。
- ・ 日米安全保障体制は、我が国の安全保障の基軸であり、我が国周辺の安全保障環境が一層厳しさを増す中で、米国と緊密に協力し、日米同盟を強化することが我が国のみならず、地域の平和と安定のためこれまで以上に重要となっています。
エルモは、その一翼を担うという使命を果たし続けるとともに、国民の皆様の期待に応えるため懸命の努力をしてみたいと思いますので、引き続き御理解と御支援を賜りますようお願いいたします。
- ・ 本報告書は、平成29事業年度における業務の実績等について、防衛大臣の評価を受けるために提出する報告書※2として作成したのですが、本報告書が国民の皆様にとりましてもエルモの業務等の理解に役立つものとなれば幸いです。

※1 駐留軍等労働者労務管理機構の英語表記である「Labor Management Organization for USFJ Employees」を略した「LMO」を、国民の皆様にとってなじみやすく、容易に記憶できる呼称「エルモ」として、平成25年1月に商標登録したものです。

※2 本書は、通則法第35条の11第3項の業務実績等報告書及び同法第38条第2項の事業報告書を兼ねるものであり、事業報告書に該当する章は、第1章、第3章から第6章です。

運 営 基 本 理 念

■ 私たちの使命「平和と安定への貢献」のために

私たちの使命は、在日米軍が求める労働力の確保を通じて、日米の安保体制の強化に寄与することにより、我が国ひいてはその周辺地域の平和と安定の維持に貢献することです。

私たちは、この使命を果たすために、次のような基本的な理念の下、組織及び業務を運営してまいります。

■ 適切な業務遂行

私たちは、防衛省及び在日米軍と密接に連携し、正確かつ着実な業務の遂行に努めてまいります。

■ 働く人への思いやり

私たちは、在日米軍施設で働く労働者をしっかりサポートし、より良いサービスの提供を行ってまいります。

■ 信頼される組織

私たちは、日々の仕事を通じて、在日米軍やそこで働く労働者、さらには国民の皆様からの信頼の維持に努めてまいります。

役 職 員 の 行 動 指 針

(法令等の遵守)

第1 役職員は、法令や規程等を遵守し、高い倫理観と良識を持って職務に当たらなければならない。

(職務専念義務)

第2 役職員は、自らの役割を十分に理解した上で、それぞれの職務に専念しなければならない。

(適正な会計・契約処理)

第3 役職員は、機構の業務運営が基本的に公的資金に依拠していることを踏まえ、適正な会計・契約処理を行わなければならない。

(厳正な情報管理)

第4 役職員は、在日米軍施設に勤務する駐留軍等労働者の労務管理業務を実施しているという特殊性を踏まえ、個人情報や職務上知り得た秘密を厳正に管理するとともに、情報セキュリティを維持・強化しなければならない。

(適切な情報開示)

第5 役職員は、説明責任を果たすべく、適時適切な情報開示に努めなければならない。

(災害等への対応)

第6 役職員は、災害等の事態に対しても所要の業務が継続できるよう備えなければならない。

(健全な職場環境の形成)

第7 役職員は、個人の尊厳を尊重し、秩序と活力ある職場環境の形成に努めなければならない。

● エルモによる自己評価について

- 第2章以降の業務実績等については、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成13年内閣府令第93号）等を踏まえ、年度目標・事業計画に定めた項目ごとに評価指標が設定されています。
- 評価指標については、先頭にそれぞれ「■」印を付しています。
- 業務実績等は、評価指標ごとに、次に掲げる事項を記載しています。
 - ① 「年度目標・事業計画の実施状況」
 - ② 「業務運営の実施状況」
 - ③ エルモが自ら行った「評定、評定理由」
- さらに、上記の各項目ごとに、エルモが行った「自己評価結果」として次に掲げる事項を記載することとしています。
 - ① エルモが自ら行った「評定、評定理由」
 - ② 業務運営上の課題が検出された場合には「業務運営上の課題・改善方策」
 - ③ 過去の報告書に記載された改善方策のうち、その実施が完了した旨の記載がないものがある場合には「改善方策の実施状況」
- 自己評価の評定については、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構における業務の実績等に関する評価基準を踏まえ、評語を決定しています。

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構における業務の実績等に関する評価基準について（抜粋）

第4 年度評価の基準等

1 (略)

(1) 項目別評定

ア 評定区分

項目別評定は、年度目標の各項目に対応する事業計画の項目等について、それぞれ以下の5段階（「B」を標準とする。）により行う。また、評定項目に複数の指標がある場合には、指標ごとの評定を総合して当該項目の評定とするものとする。

S：機構の活動により、事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対年度目標値の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：機構の活動により、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対年度目標値の120%以上）。

B：事業計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対年度目標値の100%以上120%未満）。

C：事業計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対年度目標値の80%以上100%未満）。

D：事業計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める（定量的指標においては対年度目標値の80%未満、又はその業務について業務運営の改善に関する監督上必要な命令をすることが必要と判断される場合。）

- 平成29年度の業務実績に関する項目別自己評価結果については、P76～P78の一覧表をご覧ください。

第1章 エルモに関する基礎的な情報

1 法人の概要

(1) エルモの役割

我が国は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づき米国に施設及び区域を提供し、米国はその軍隊を我が国に駐留させています。

在日米軍がその任務を達成するために必要な労働力は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」（以下「地位協定」という。）第12条4により、「日本国の当局の援助を得て充足される」こととなっています。

このことから、防衛省は、在日米軍の任務達成のために必要な労務の円滑な充足と労働者の権利利益の擁護を図るとの観点から、駐留軍等労働者を雇用し、その労務を提供するいわゆる「間接雇用方式」を採ってきています。

この方式による労務提供を実施するため、防衛省と在日米軍の間で、

- ① 各軍の司令部や部隊等の事務員、技術要員、運転手、警備員等を対象とする基本労務契約（ MLC ）
Master Labor Contract
- ② 非戦闘的勤務として在日米軍用船舶に乗り込む船員を対象とする船員契約（ MC ）
Mariner's Contract
- ③ 施設内の食堂、売店等の地位協定第15条に規定する諸機関のウェイトレス、販売員等を対象とする諸機関労務協約（ IHA ）
Indirect Hire Agreement

の労務提供契約が締結されています。

これらの労務提供契約においては、提供される駐留軍等労働者の資格要件、労務管理の方法、日米の業務分担、給与その他の勤務条件の内容、労務経費の日米負担区分等、在日米軍への労務提供に関する具体的諸条件が細かく取り決められています。

労務提供契約における日本側の労務管理等事務は、防衛省とエルモとが分担して処理しています。

防衛省は、在日米軍との労務提供契約の締結、所要経費の概算要求等の基本に関する事務及び雇用主として自ら実施しなければならない事務を所掌し、エルモは、労務管理等事務のうち、防衛省が所掌する事務を除く人事手続、給与等の計算、福利厚生の実施等及び駐留軍等労働者の雇入れ等に関する調査・分析・改善案の作成等の事務を所掌しています。

労務管理等事務の仕組み



(2) エルモの目的・設立

エルモは、駐留軍等労働者の雇入れ、提供、労務管理、給与及び福利厚生に関する業務を行うことにより、在日米軍に必要な労働力の確保を図ることを目的として、平成14年4月1日に設立されました。

(3) エルモの主な業務内容

- ① 労務管理
駐留軍等労働者の人事措置、募集等に関する業務
- ② 給与
駐留軍等労働者の給与、退職手当、旅費の計算等に関する業務
- ③ 福利厚生
駐留軍等労働者の制服及び保護衣の購入及び貸与、成人病予防健康診断等に関する業務

(4) 沿革

平成14年	4月	1日	独立行政法人として駐留軍等労働者労務管理機構設立
平成19年	1月	9日	防衛庁の省移行により、主務大臣が内閣総理大臣から防衛大臣に変更
平成27年	4月	1日	行政執行法人に移行

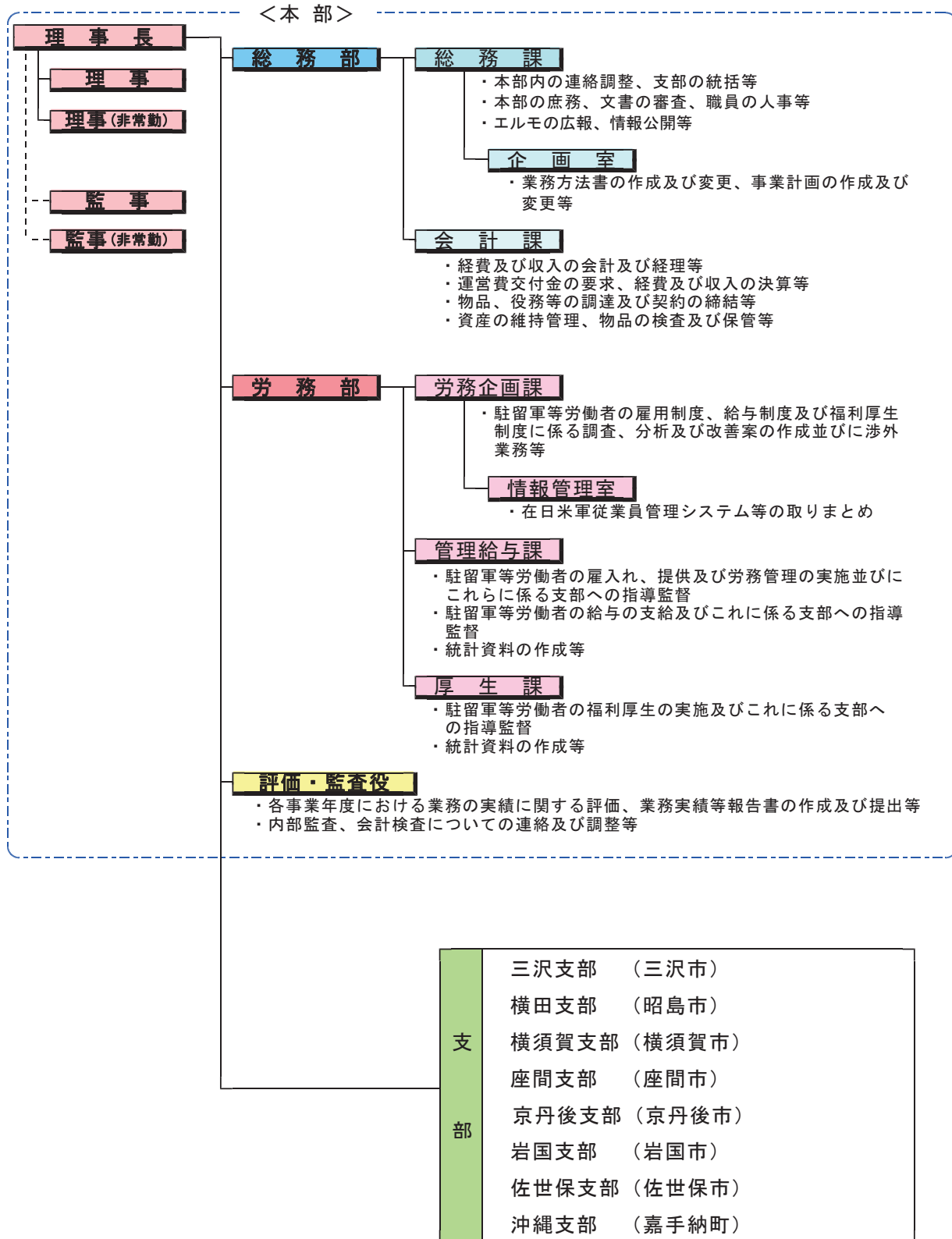
(5) 設立の根拠となる法律

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法（平成11年法律第217号）

(6) 主務大臣（主務省所管課）

防衛大臣（防衛省地方協力局労務管理課）

(7) 組織（平成29年度末現在）



横田支部 〒196-0014
 東京都昭島市田中町568-1
 昭島昭和第2ビル 4階
 電話番号 042-542-7660
 F A X 042-542-7667



[アクセス]
 JR昭島駅北口から徒歩約3分

横須賀支部 〒238-0011
 神奈川県横須賀市米が浜通一丁目6番地
 村瀬ビル
 電話番号 046-828-6950
 F A X 046-828-6938



[アクセス]
 京浜急行横須賀中央駅から徒歩約10分

JR横須賀駅から京浜急行バス横須賀駅前
 2番(堀之内行き、観音崎行き、防衛大学
 校行き)乗車、米ヶ浜バス停下車(所要時間
 約8分)から徒歩約3分

座間支部 〒252-0011
 神奈川県座間市相武台一丁目46番1号
 電話番号 046-251-1547
 F A X 046-251-0614



[アクセス]
 小田急小田原線相武台前駅から徒歩約5分

京丹後支部 〒629-2503
 京都府京丹後市大宮町周枳1975番地
 MICビル1階
 電話番号 0772-68-0920
 F A X 0772-68-0921



[アクセス]
 京丹後鉄道宮豊線京丹後大宮駅から徒歩約20分

岩国支部 〒740-0027
 山口県岩国市中津町二丁目15番35号
 電話番号 0827-21-1271
 F A X 0827-21-1273



[アクセス]
 JR岩国駅から岩国市営バス藤生線(新寿橋
 経由)基地前バス停下車(所要時間約5分)
 から徒歩約1分

佐世保支部 〒857-0056
 長崎県佐世保市平瀬町3番1号
 電話番号 0956-23-7191
 F A X 0956-23-9229



[アクセス]
 JR佐世保駅みなと口から佐世保米軍基地
 方面西へ1km(徒歩約15分)

沖縄支部 〒904-0202
沖縄県中頭郡嘉手納町字屋良1058番地1
電話番号 098-921-5531
FAX 098-921-5527



[アクセス]

那覇バスターミナルから系統番号20番、
28～29番、120番に乗車、「嘉手納」
バス停下車し62番に乗車、「嘉手納町運動
公園入口」バス停を下車(所要時間合計約6
0分)から徒歩約5分

3 資本金（政府出資金）の状況（平成29年度末現在）

（単位：百万円）

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	849	0	0	849
資本金合計	849	0	0	849

4 役員及び常勤職員の状況

ア 役員（平成29年度末現在）

役職	氏 名	任 期	経 歴
理事長	栢 田 一 彦 ※1	自 平成26年 4月 1日 至 平成30年 3月31日	昭和52年 4月 防衛庁入庁 平成22年 7月 防衛研究所長 平成23年 8月 防衛省人事教育局長 平成25年 1月 (株)損害保険ジャパン顧問
理 事	森 佳 美 ※2	自 平成26年 4月 1日 (平成28年 4月1日再任) 至 平成30年 3月31日	昭和58年 4月 防衛庁入庁 平成20年 8月 防衛省人事教育局人事計画・補任課長 平成23年 9月 防衛大学校総務部長
理 事 (非常勤)	須 藤 孝 予	自 平成28年10月 1日 至 平成30年 9月30日	昭和52年 4月 防衛庁入庁 平成20年 4月 自衛隊福岡地方協力本部副本部長 平成25年 7月 防衛省情報本部情報評価官 平成26年10月 一般財団法人防衛技術協会客員研究員
監 事	寺 田 弘	自 平成28年 6月19日 至 理事長の任期末日を含む 事業年度についての財務諸 表承認日まで	平成17年 7月 日本化学工業 [*] -産業労働組合連合 (JEC連合) 事務局長 平成21年 4月 東京地方裁判所 労働審判員 平成27年10月 日本労働組合総連合会総合総務財政局 総合局長
監 事 (非常勤)	東 海 林 伸 興	自 平成26年 1月 1日 (平成26年 6月 6日再任) (平成28年 6月 6日再任) 至 理事長の任期末日を含む 事業年度についての財務諸 表承認日まで	平成17年10月 公認会計士東海林伸興事務所

イ 常勤職員の状況

平成29年度末における常勤職員数は265人※3であり、平均年齢は40.4歳（前年度は40.4歳）です。

このうち、国からの出向者は82人です。

※1 栢田理事長は、平成30年3月31日付けで任期を満了し、平成30年4月1日付けで、中村範明新理事長が任命された。

※2 森理事は、平成30年3月31日付けで任期を満了し、平成30年4月1日付けで、竜崎哲新理事が任命された。

※3 平成30年3月31日付け退職者（防衛省への異動による退職者を含む。）を除く。

第2章 平成29年度の業務実績等

第2章 平成29年度の業務実績等

概要

【国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項に対する取組】

～駐留軍等労働者の労務管理業務の実施～

- 労務管理業務を円滑かつ確実に実施しました。
- 在日米軍の労務要求に対し、1箇月以内に資格要件を満たす者を紹介する率について、90%以上を達成しました。
- ポスター、パンフレット、ラジオ、ホームページ等を活用し、駐留軍等労働者の募集を広く実施しました。
- 大学等訪問、企業説明会への参加等、募集活動の強化を図りました。

～駐留軍等労働者の給与業務の実施～

- 給与業務を円滑かつ確実に実施しました。
- 給与に係る調査について、防衛省からの依頼どおり実施し、提示したことにより、行政施策の企画立案に資することが出来ました。

～駐留軍等労働者の福利厚生業務の実施～

- 福利厚生業務を円滑かつ確実に実施しました。
- 退職準備研修を実施し、アンケート調査に回答のあった受講者の満足度90%以上を達成しました。
- 平成30年4月から横田基地内において臨時窓口を設置することを決定しました。

【業務運営の効率化に関する事項に対する取組】

- 業務フロー・コスト分析の結果を踏まえ、業務改善策を検討又は実施しました。
- システムの安定的な稼働を確保しました。
- 次期システム更新の在り方の検討を行い、その結果を公表しました。

【その他業務運営に関する重要事項の取組】

～給与水準の適正化等～

- 国家公務員の給与水準も考慮し、役職員給与の在り方を検証した上で、関係規則の適切な見直しを行い、その適正化に取り組み、その結果及び取組状況を公表しました。

～広報活動～

- 広報誌を年4回発行、公共職業安定所（ハローワーク）及び地方公共団体等へ配布し、ホームページを活用し業務内容を紹介する等、広く理解が深まるよう広報活動を推進しました。
- ホームページを活用した効果的な情報発信を進めていくため、ホームページのリニューアルについて検討し、平成30年4月から本格的に運用開始することとしました。

～情報セキュリティの対策の推進～

- 情報セキュリティ対策基準の見直しについて、検討しました。
- 情報セキュリティの強化を図るため、教育訓練を実施しました。
- 情報セキュリティの確保を図るため、監督検査を実施しました。

詳しい内容は次ページ以降をご覧ください。

※ 「第2章 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」に係る「財務の情報及び人員に関する情報」については、財務情報は「第2章3及び4並びに第3章～第6章」（P42～P45、P62～P69）を、人員に関する情報は「第2章 5 その他主務省令で定める業務運営に関する事項（1）人事に関する計画 ア 人員の適正な配置」（P45）をご参照ください。

1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 駐留軍等労働者の雇入れ、提供及び労務管理の実施に関する業務

【年度目標】

—国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項—

○駐留軍等労働者の雇入れ、提供及び労務管理の実施に関する業務（労務管理業務）

- ・ 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法（平成11年法律第217号。以下「機構法」という。）第10条第1項第1号に規定する駐留軍等労働者の雇入れ、提供及び労務管理の実施に関する業務（同項第4号に規定する附帯業務を含む。）について、円滑かつ確実に実施すること。
- ・ 特に、募集については、機構が在日米軍からの労務要求を受けて、ホームページや公共職業安定所（ハローワーク）等を活用して応募者を募り、その中から資格要件を満たす者を在日米軍に紹介する方法を採っている。在日米軍からの労務要求に速やかに対応するため、在日米軍から提出された労務要求書受理後1箇月以内に資格要件を満たす者を在日米軍に紹介すること。
- ・ あわせて、募集の周知活動に努めるとともに、応募者に対するアンケート調査を継続すること。

【事業計画】

—国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置—

○駐留軍等労働者の雇入れ、提供及び労務管理の実施に関する業務

- ・ 駐留軍等労働者の雇入れ、提供及び労務管理の実施に関する業務（在日米軍からの労務要求書の受理、募集及び人事措置通知書の交付等）を円滑かつ確実に実施する。
- ・ 在日米軍からの労務要求に対し、労務要求書受領後1箇月以内に資格要件を満たす者を在日米軍に紹介する率について、以下の措置を講ずることにより、90%以上の維持に努める。
 - ア ポスターを作成し、公共職業安定所、学校及び主要駅等に掲示する。（平成29年度ポスター作成予定枚数：6,600枚）
 - イパンフレットを作成し、地方公共団体及び学校等に配布するとともに、採用希望者への説明に活用する。（平成29年度パンフレット作成予定部数：22,300部）
 - ウ 求人情報誌、ラジオ等のメディアを活用する。
 - エ 在日米軍が求める高度な技術力を有する優秀な人材確保のため、大学等の訪問や企業説明会への参加を推進する。
 - オ 応募者に対して実施したアンケート調査の効果を検証し、その結果を踏まえ、より効果的な募集施策を検討及び実施するとともに、引き続きアンケート調査を実施する。

ア 業務の実施状況

■ 労務管理業務の実施状況※

● 年度目標・事業計画の実施状況

- エルモは、在日米軍からの労務要求書による募集及び人事措置の事務手続並びに駐留軍等労働者からの申請による各種証明書の発行等の労務管理業務を実施しています。

※ エルモの業務の範囲として、機構法第10条第1項第1号において、駐留軍等労働者の雇入れ、提供及び労務管理の実施（労働契約の締結及び昇格その他の人事の決定を除く。）に関する業務を行うことと規定されています。

- 駐留軍等労働者は、平成29年度末現在、54の在日米軍施設に在籍しており、日米安全保障体制を実効性のあるものとするため、在日米軍の活動を支える担い手として重要な役割を果たしています。

駐留軍等労働者の各年度末現在の在籍者数及び労務提供契約別（MLC，MC，IHA）の平成29年度各月末現在の在籍者数は、次の表のとおりです。

駐留軍等労働者の各年度末現在の在籍者数

(単位：人)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
在籍者数	25,319	25,507	25,803

駐留軍等労働者の労務提供契約別の在籍者数 (平成29年度各月末現在)

(単位：人)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月
MLC	20,063	20,192	19,412	20,261	20,309	20,343
MC	15	15	13	15	15	15
IHA	5,586	5,545	5,377	5,530	5,518	5,514
計	25,664	25,752	24,802	25,806	25,842	25,872

10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
20,397	20,632	19,724	20,532	20,550	20,456	20,239
15	15	15	15	15	15	15
5,495	5,354	5,221	5,337	5,348	5,332	5,430
25,907	26,001	24,960	25,884	25,913	25,803	25,684

また、駐留軍等労働者の職種は多岐にわたっており、平成29年4月1日現在の職種数は、次の表のとおりです。

駐留軍等労働者の職種数

(単位：職種)

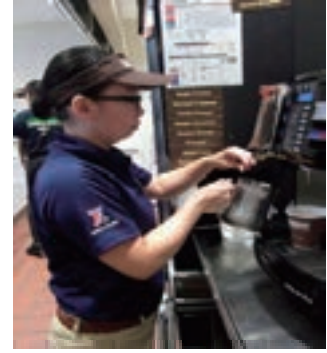
区 分	基本給表1 事務・技術	基本給表2 技能・労務	基本給表3 警備・消防	基本給表5 医療関係	基本給表6 看護関係	計
MLC	457	353	34	20	2	866
IHA	345	140	0	1	0	486
計	802	493	34	21	2	1,352



消防業務に従事する駐留軍等労働者（MLC）



船員業務に従事する駐留軍等労働者（MC）



販売業務に従事する駐留軍等労働者（IHA）

- 駐留軍等労働者には、常用従業員、高齢従業員、限定期間従業員等の種類があります。駐留軍等労働者の雇入れについては、支部が、在日米軍の現地部隊が発出する労務要求書に基づき、ホームページ、公共職業安定所（ハローワーク）等を利用して募集し、その応募者の中から資格要件を満たす者を在日米軍に紹介しています。

駐留軍等労働者の平成29年度の採用者数及び退職者数は、次の表のとおりです。

駐留軍等労働者の採用者数及び退職者数

（単位：人）

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
採用者	3,711	3,875	4,192
退職者	3,599	3,708	3,889

平成29年度月別採用者数及び退職者数

（単位：人）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月
採用者	248	180	300	1,145	191	155
退職者	126	99	1,246	141	154	124

10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
209	231	163	1,050	154	166	349
168	129	1,198	118	114	272	324

- 駐留軍等労働者の人事措置は、採用と退職に係るもののほか、在職中の昇格、配置転換等に係るものがあり、支部が、在日米軍の現地部隊が発出する人事措置要求書に基づき、翻訳の上、記載内容を確認し、対象となる駐留軍等労働者へ交付するための人事措置通知書を作成しています。

人事措置の件数は、次の表のとおりです。

駐留軍等労働者の人事措置の件数

（単位：件）

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
採用、退職	7,310	7,583	8,081
昇格、配置転換等	9,769	9,468	10,551
計	17,079	17,051	18,632

- 駐留軍等労働者の雇用管理関係証明書類（在職証明書、退職証明書等）の発行件数は、次の表のとおりです。

雇用管理関係証明書類発行件数

(単位：件)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
発行件数	4,989	5,241	5,247

- 今後の駐留軍等労働者の労務管理に係る施策に資するため、防衛省からの依頼に基づき、駐留軍等労働者25,221人に対して、「子の看護休暇」及び「介護休暇」に関するアンケート調査を実施し、13,455人から回答がありました。

● 業務運営の状況

実施に当たっては、地方防衛局・地方防衛事務所、在日米軍の現地部隊及び関係機関と日々調整を行いながら、国内法令、労務提供契約等に基づき、適正かつ迅速に事務手続を行うことにより、駐留軍等労働者へのサービス向上に努めました。

評 定： B

評 定理由： 駐留軍等労働者の労務管理業務については、在日米軍からの労務要求書による募集及び人事措置の事務手続並びに駐留軍等労働者からの申請による各種証明書の発行への対応等、防衛省、在日米軍及び関係機関と連携を図りつつ、円滑かつ確実に実施しました。

イ 駐留軍等労働者の募集

■ 労務要求書受理後1箇月以内に資格要件を満たす者を在日米軍に紹介する率：90%以上

● 年度目標・事業計画の実施状況

駐留軍等労働者の募集については、在日米軍からの労務要求を受けて、ホームページ、公共職業安定所（ハローワーク）等を活用して応募者を募り、その中から資格要件を満たす者を在日米軍に紹介する方法を採っています。

ただし、沖縄支部においては、事前に応募者を募集、登録した上で、在日米軍からの労務要求内容に応じて、資格要件を満たす者を選出し紹介する方法（事前募集）を採っています。

いずれかの方法でエルモから紹介した後、在日米軍が面接等を実施の上、採用予定者を決定しています。

労務要求書受理後1箇月以内に資格要件を満たす者を在日米軍に紹介する率（以下、「紹介率」という。）90%以上を維持するため、メディア等を活用し、周知活動に努めた結果、平成29年度の紹介率は93.3%となりました。

● 業務運営の状況

紹介率90%以上を維持するため、ポスター及びパンフレットを作成し、地方公共団体、公共職業安定所（ハローワーク）、学校等へ配布するとともに、駅、バス、電車等にポスターを掲示しました。また、沖縄支部においては求人情報誌を、横須賀支部においてはラジオを活用し、募集の周知活動に努めました。

● 指標の数値

在日米軍に対する紹介状況（1箇月以内に紹介した割合）

(単位：%)

指標等	達成目標	5年間 平均値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
紹介率	90%以上	94.6	94.9	94.1	94.8	95.9	93.3

評 定： B

評 定理由： メディア等を活用し、募集の周知活動に努めた結果、平成29年度の紹介率は93.3%となり、事業計画に定める90%以上の維持を達成しました。

■ 募集の周知活動におけるメディア等の活用

● 年度目標・事業計画の実施状況

ポスター及びパンフレットによる募集の他、応募者の利便性の向上及び拡大を図るため、平成14年度にホームページを開設し、インターネットによる募集情報の提供を開始しました。沖縄支部の事前募集については、平成15年度にインターネットによる応募受付を開始し、沖縄支部を除く各支部の応募については、平成16年度にインターネット、平成19年度に携帯電話からの受付を開始しました。また、平成23年度からは、各支部の応募についてスマートフォンからの受付を開始しています。

このように、紹介率90%以上を維持するため、平成29年度においても、メディア等を活用し、効果的な募集の促進を図ったところであり、取組状況は次のとおりです。

● 業務運営の状況

① ポスター

平成28年度に引き続き、ポスターを公共職業安定所（ハローワーク）、学校、駅等に掲示し、岩国支部においては、バス及び電車車内にも掲示を実施しました。また、平成28年度、横須賀支部、岩国支部及び佐世保支部において実施した郵便局での掲示について、平成28年度アンケート結果（後述）を踏まえ、各支部（京丹後支部を除く。）に拡大しました。さらに、沖縄支部においては、平成28年度に引き続き、バスの側面へ広告を掲示しました。

② パンフレット

平成28年度に引き続き、パンフレットを地方公共団体、学校等に配布したことに加え、平成28年度に横須賀支部及び佐世保支部において実施した郵便局での設置について、平成28年度アンケート結果（後述）を踏まえ、各支部（京丹後支部を除く。）に拡大しました。また、パンフレットは、大学、専門学校等での募集活動や企業説明会の際、活用しました。

③ 求人情報誌

沖縄支部において、応募者へのアンケートで利用率が高いと判明した求人情報誌（無料頒布）に平成23年度以降掲載しており、平成29年度においても、引き続き掲載することで、周知活動を実施しました。

④ ラジオ

平成28年度に引き続き、横須賀支部において、地元ラジオ局を活用し、エルモの募集業務の一環として参加する企業説明会の告知等、周知活動を実施しました。

⑤ 各種イベント

三沢支部、横田支部、横須賀支部及び座間支部において、日米交流イベントに参加し、パンフレット等を配布することで、周知活動を実施しました。

⑥ インターネット求人サイト

平成28年度から岩国支部において掲載している「YYジョブサロン」（山口県運営）に加え、本部において民間の求人サイト、横須賀支部において「ごきんじょぶよこすか」（横須賀市運営）へ掲載することで、周知活動を実施しました。

⑦ 新聞

本部において、朝雲新聞に募集広告を掲載することで、任期制自衛官等を対象に周知活動を実施しました。



JR八戸駅（三沢支部）



キャンプ富士フレンドシップ
フェスティバル2017（座間支部）



嘉手納郵便局（沖縄支部）

駐留軍等労働者の応募状況

【沖縄支部を除く各支部】

（単位：人）

区 分	応募者数	インターネット		公共職業安定所 (ハローワーク)	
		人数	割合	人数	割合
平成25年度	6,326	4,803	75.9%	1,523	24.1%
平成26年度	6,196	4,673	75.4%	1,523	24.6%
平成27年度	6,528	4,958	75.9%	1,570	24.1%
平成28年度	5,741	4,535	79.0%	1,206	21.0%
平成29年度	5,734	4,682	81.7%	1,052	18.3%

【沖縄支部】

（単位：人）

区 分	応募者数	インターネット		支 部 窓 口	
		人数	割合	人数	割合
平成25年度	4,536	3,398	74.9%	1,138	25.1%
平成26年度	4,577	3,570	78.0%	1,007	22.0%
平成27年度	4,021	3,196	79.5%	825	20.5%
平成28年度	3,961	3,277	82.7%	684	17.3%
平成29年度	4,129	3,396	82.2%	733	17.8%

メディア等の活用状況

区分	実施時期等	相手方等
ポスター	・平成29年4月～	<ul style="list-style-type: none"> ・公共職業安定所（ハローワーク） ・地方公共団体 ・大学、専門学校等 ・駅（京丹後支部、沖縄支部を除く各支部） ・バス及び電車車内（岩国支部） ・高速バスセンター（佐世保支部） ・バス側面（沖縄支部） ・郵便局（京丹後支部を除く各支部）等
パンフレット	・平成29年4月～	<ul style="list-style-type: none"> ・公共職業安定所（ハローワーク） ・地方公共団体 ・大学、専門学校等 ・郵便局（京丹後支部を除く各支部） ・高速バスセンター（佐世保支部）等
広報誌	・平成29年4月～	<ul style="list-style-type: none"> ・エルモ広報誌 ・地方公共団体広報誌（三沢支部、沖縄支部） ・防衛局広報誌（三沢支部、京丹後支部を除く各支部）等
求人情報誌	・平成29年4月～ （年間延べ36回）	・沖縄県内の無料求人情報誌3誌（沖縄支部）
ラジオ	・平成29年11月、平成30年1月、2月	・FMブルー湘南（横須賀支部）
各種イベント	・平成29年5月、8月、9月、10月	・日米交流イベント（三沢支部、横田支部、横須賀支部、座間支部）
インターネット求人サイト	・平成29年4月～	・民間の求人サイト（本部）、ごきんじょぶ よこすか（横須賀支部）、YYジョブサロン（岩国支部）
新聞	・平成30年2月、3月	・朝雲新聞（本部）

評 定： B

評 定 理 由： 事業計画に定める紹介率90%以上の維持を達成するため、ポスター及びパンフレットの配布、広報誌、情報誌への掲載、インターネット求人サイト、ラジオ等を活用して効果的な募集の強化及び促進を図りました。

■ 大学等訪問及び企業説明会への参加推進状況

● 年度目標・事業計画の実施状況

在日米軍から求められるエンジニア系の職種など高度な技術力を資格要件とする労務要求については、紹介までに時間を要することが多く、特に、神奈川県においてはその状況がより深刻でした。

この状況を改善するため、平成24年度から横須賀支部及び座間支部において、高度な知識を持つ応募者を発掘するため、工学及び船舶関係の学部を有する近隣の大学、語学関係の専門学校等に訪問し、募集業務を実施するとともに、在日米軍と共に米軍基地が所在する地域の商工会議所が主催する企業説明会へ参加し、応募者の発掘に努めました。

平成29年度における実施状況として、大学等訪問については、各支部（京丹後支部を除く。）において、米軍施設周辺の大学、専門学校等への訪問を行いました。また、企業説明会については、各支部（京丹後支部及び佐世保支部を除く。）が参加し

ました。このように、平成24年度以降、大学等訪問及び企業説明会への参加推進を図っています。

● **業務運営の状況**

大学等訪問及び企業説明会では、在日米軍と支部が協力して駐留軍等労働者の仕事内容、職場環境の案内、募集手続に関する説明を実施しました。



ふるさと山口Uターン就職フェア（岩国支部）



横須賀SRF技能訓練生
佐世保地区説明会（横須賀支部）

評 定： B
評定理由： 在日米軍が求める高度な技術力を有する優秀な人材を確保するため、大学等訪問及び企業説明会に積極的に参加することにより、募集活動の強化を図りました。

■ **アンケート調査の効果の検証及び検証結果を踏まえた募集施策の検討・実施**

● **年度目標・事業計画の実施状況**

平成15年度から駐留軍等労働者の募集業務のサービス向上及び業務改善を図るため、在日米軍からの労務要求に対する応募者に対し、募集業務に関するアンケート調査を実施してきました。

平成29年度においても、引き続き効果的な募集を実施するため、応募者に対しアンケート調査を実施しました。また、平成28年度応募者へのアンケート調査（以下、「平成28年度アンケート」という。）結果を検証するとともに、より効果的な募集施策の検討を行い、各種取組を実施しました。

● **業務運営の状況**

平成28年度アンケートの結果において、「ポスターを支部以外で見た方」については、沖縄支部を除く各支部では34.7%、沖縄支部では29.1%となっており、また、「パンフレットを支部以外で見た方」については、沖縄支部を除く各支部では28.2%、沖縄支部では17.5%となっています。このように、支部以外の場所で、ポスター又はパンフレットを見た方が約20%から30%に達している状況を踏まえると、全国的に取り組んでいる駅へのポスターの掲示（京丹後支部及び沖縄支部を除く。）及び従来から継続的に取り組んでいる地方公共団体、学校等へのパンフレットの配布等による様々な周知活動の効果と考えられます。

平成28年度アンケート結果（抜粋）

（単位：%）

年 度		平成27年度 （下半期）	平成28年度	備 考
アンケート項目	支部以外で ポスターを見た	36.0	34.7	27年度と28年度の比較に当たり、27年度下半期からアンケート様式を一部改善したことから、同一内容での比較とするため、27年度は下半期の結果を使用
	沖縄支部を除く各支部	34.7	29.1	
支部以外で パンフレットを見た	沖縄支部を除く各支部	28.1	29.1	
	沖縄支部	24.5	28.2	
パンフレットが 参考になった	沖縄支部を除く各支部	17.9	17.5	
	沖縄支部	86.7	61.7	
	沖縄支部を除く各支部	69.6	72.7	

平成28年度において、在日米軍からの労務要求に対し、労務要求書の受理後1箇月以内に紹介できなかった職種（紹介率が低い職種）は、平成27年度と同様にエンジニアリング系の職種及び時給制臨時従業員であったことから、平成29年度は、平成28年度アンケート結果を検証し、これらの職種に対する募集施策について様々な面から検討を行い、次の取組を実施しました。

- ① 平成28年度アンケートの質問「米軍基地で働こうと思ったきっかけ（沖縄支部を除く各支部）・事前募集を何で知ったか（沖縄支部）」に対して、「家族・友人等」（沖縄支部を除く各支部43.1%・沖縄支部52.1%）との回答が前年度同様に最も多く、また、米軍基地近隣に居住する駐留軍等労働者が多い傾向にあることを踏まえ、米軍基地近隣の住民に対し「駐留軍等労働者の募集」について認知を高めることがより効果的と考えました。

このため、ポスターの掲示及びパンフレットの配布については、地方公共団体、公共職業安定所（ハローワーク）等へのポスターの掲示等に加え、地域住民が多く集まる郵便局へのポスターの掲示及びパンフレットの設置を各支部（京丹後支部を除く。）に拡大しました。

また、米軍基地近隣の方々も多数参加する米軍基地が実施するイベント等におけるパンフレット等の配布については、平成28年度の三沢支部、横田支部及び座間支部に加えて、横須賀支部においても実施しました。

さらに、米軍基地近隣の地方公共団体に配布される防衛局広報紙への記事掲載については、平成28年度に三沢支部及び沖縄支部で実施しましたが、平成29年度は各支部（三沢支部及び京丹後支部を除く。）において実施しました。

- ② 平成28年度アンケートの質問「仕事探しをする際は何を利用するか」に対して、「インターネット（沖縄支部を除く各支部）・求人サイト（沖縄支部）」（沖縄支部を除く各支部48.1%、沖縄支部23.3%）との回答が多く、求職者はインターネットを利用する方が多い傾向にあることを踏まえ、インターネット求人サイトの活用がより効果的と考えました。

このため、平成28年度から岩国支部で掲載している「YYジョブサロン」（山口県運営）に加え、本部においては、民間の求人サイト、横須賀支部においては、「ごきんじょぶ よこすか」（横須賀市運営）に募集広告を掲載しました。

また、求職者はメディアを活用する傾向があることを踏まえ、利用しやすいメディア環境を整えることが、より効果的であると考えました。

このため、平成30年度募集施策として、ホームページに広報誌LMOに掲載している「各地の職場から」を整理して掲載すること、Q&Aの数を8問から20問へと倍以上に増やすこと等、求人コンテンツの充実を検討しました。

- ③ 平成28年度アンケートの質問「パンフレットが参考になったか」に対して、沖縄支部を除く各支部においては、「参考になった」との回答が61.7%（対前年度下半期25%減）と前年度に比べ、評価が低下しておりました。このため、平成30年度に向けた募集施策として、平成30年度配布用パンフレットの内容刷新を図ることが、より効果的であると考えました。

具体的には、さまざまな職種の駐留軍等労働者の生の声を多数紹介し、女性従業員の活躍状況、キャリアプラン・キャリアアップ等の記事を新たに盛り込むことで、求職者に対し、駐留軍等労働者の魅力をより深く伝えられるよう工夫しました。

- ④ 平成28年度アンケート結果を検証し、紹介率が低い職種の基礎情報及び要望を把握し、より効果的な募集施策の検討の資とするため、平成29年度下半期から、応募者へのアンケート様式を一部改善することが、より効果的と考えました。

具体的には、アンケート項目に応募職種、応募の動機、パンフレットに記載して欲しい情報等を追加することで、より詳細に分析が行えるようにしました。

平成28年度業務実績等報告書（P21）において、「高度な技術力を資格要件として求められるエンジニア系の職種に対する募集施策については、厚生労働省が公表している平成27年度転職者実態調査において、『転職者が現在の勤め先を選んだ理由（3つまでの複数回答）』の回答で、学歴が高くなるほど、『仕事の内容・職種に満足がいくから』、『自分の技能・能力が活かせるから』が高くなる傾向になっていることから、求職者に対して『本職種に関する仕事の内容や技能・能力がどのように仕事に活かせるか』を紹介していく必要があると考えられる」と分析している。これに対して、平成30年度に向けた募集施策として、パンフレットを刷新しました。

また、同調査においては、『転職者が現在の勤め先に就職するためにどのような方法で就職活動を行ったか（複数回答）』の回答では、学歴が高い転職者ほど、『民

間の職業紹介機関』及び『企業のホームページ』を利用する傾向が高くなっている」と分析していることから、これに対しては、ホームページの求人コンテンツの充実を検討しました。



平成30年度配布用募集パンフレット



エルモホームページ 求人画面



インターネット求人サイト

評 定： B
評定理由： アンケートを着実に実施し、その結果を検証することで、より効果的な施策を検討し、実施しました。具体的には、平成30年度配布用パンフレットを全面的に刷新し、平成30年度からのホームページの求人コンテンツの充実を検討するとともに、本部において、インターネット求人サイトを初めて活用する等、積極的に募集施策を実施しました。

【自己評価結果】

評 定： B
評定理由： 労務管理業務を円滑かつ確実に実施するとともに、駐留軍等労働者の募集については、メディア等の効果的な活用、大学等訪問及び企業説明会への参加推進、アンケート結果を踏まえた効果的な施策の検討・実施等、様々な取組により、募集活動の強化に努めた結果、平成29年度の紹介率は93.3%となり、事業計画に定める90%以上の維持を達成しました。

業務運営上の課題・改善方策

平成28事業年度における業務実績の評価の結果での指摘事項（紹介率の低い職種に対する募集施策については、アンケート結果の分析・検討結果を踏まえた施策について確実に推進されたい）については、平成28年度アンケート結果を検証し、紹介率が低い職種に対する募集施策の改善について検討し、実施しました。さらに、より詳細な分析が行えるよう、平成29年度下半期より、アンケート様式を一部改善したところであり、引き続き、応募者へのアンケートを確実に実施することを通じて、より効果的な募集施策を検討することとしています。

(2) 駐留軍等労働者の給与の支給に関する業務

【年度目標】

—国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項—

○駐留軍等労働者の給与の支給に関する業務（給与業務）

- ・ 機構法第10条第1項第2号に規定する駐留軍等労働者の給与の支給に関する業務（同項第4号に規定する附帯業務を含む。）について、円滑かつ確実に実施すること。
- ・ また、機構では、駐留軍等労働者の給与等の計算業務を通じて、これまでの支払額等の情報を蓄積していることから、防衛省からの求めに応じ、行政施策の企画立案に資するため、駐留軍等労働者の給与に係る調査及び分析並びに改善案の作成を行い、防衛省に提示すること。

【事業計画】

—国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置—

○駐留軍等労働者の給与の支給に関する業務

- ・ 駐留軍等労働者の給与の支給に関する業務（給与、旅費に係る計算及び書類作成等）を円滑かつ確実に実施する。
- ・ 防衛省の行政施策の企画立案に資するため、防衛省からの求めに応じ、「駐留軍等労働者給与等実態調査」等の駐留軍等労働者の給与に係る調査及び分析並びに改善案の作成を行い、防衛省に提示する。

ア 業務の実施状況

■ 給与業務の実施状況※

● 年度目標・事業計画の実施状況

- 駐留軍等労働者の給与及び旅費の支給に当たっては、在日米軍から提出された就業記録及び旅行許可証の確認を行い、計算及び支給に関する書類作成を実施しています。
また、駐留軍等労働者からの諸手当届出の受理・審査、諸手当の支給が適正であるかどうかを確認する随時確認の実施、給与関係の証明書類の発行等、給与に関する様々な業務も実施しています。

※ エルモの業務の範囲として、機構法第10条第1項第2号において、駐留軍等労働者の給与の支給（額の決定及び給与の支払を除く。）に関する業務を行うことと規定されています。

- 月例給与、夏季手当・年末手当、給与改定差額の計算を実施しています。支給対象者数及びその金額は、次の表のとおりです。

月例給与、夏季手当・年末手当、給与改定差額の支給対象者数及びその金額

(単位：人、百万円)

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	対象者数	金額	対象者数	金額	対象者数	金額
月例給与	309,365	100,412	310,709	101,109	314,178	101,718
夏季手当・年末手当	49,664	28,902	49,982	30,509	50,542	30,759
給与改定差額	28,171	1,114	27,081	457	27,839	934
計	387,200	130,428	387,772	132,076	392,559	133,411

注：金額は、四捨五入によっているので符合しない場合がある。

- 退職手当は、雇用が終了する常用従業員に支給されるもので、その支給対象者数及び金額は、次の表のとおりです。

退職手当の支給対象者数及びその金額

(単位：人、百万円)

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	対象者数	金額	対象者数	金額	対象者数	金額
定 年	421	2,385	456	5,879	568	7,582
辞 職 等	385	4,936	400	2,144	321	1,586
計	806	7,321	856	8,023	889	9,168

注：金額は、四捨五入によっているので符合しない場合がある。

- 旅費の手続件数及びその金額は、次の表のとおりです。

旅費の手続件数及びその金額

(単位：件、百万円)

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
内国旅行	40,638	321	13,213	245	9,265	232
外国旅行	820	149	805	142	901	151
計	41,458	470	14,018	386	10,166	382

注：金額は、四捨五入によっているので符合しない場合がある。

- 扶養手当、通勤手当、住居手当等の諸手当の届出の受理・審査、扶養手当、通勤手当及び住居手当（以下、「三手当」という。）の受給資格の確認（随時確認）の件数は、次の表のとおりです。

諸手当の届出の受理・審査、随時確認の件数

(単位：件)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
届 出・審 査	13,123	13,977	18,222
随 時 確 認	23,041	23,010	23,170
計	36,164	36,987	41,392

注：随時確認については、三手当をまとめて確認し、合わせて1件として計上している。

○ 給与関係の証明書類（給与証明書等）の発行件数は、次の表のとおりです。

給与関係の証明書類発行件数

(単位：件)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
発行件数	2,533	2,844	2,557

● 業務運営の状況

給与業務の実施に当たっては、地方防衛局・地方防衛事務所、在日米軍の現地部隊及び関係機関と日々調整を行いながら、国内法令、労務提供契約等に基づき、適正かつ迅速に事務手続を行いました。また、三手当随時確認や年末調整は、特定の時期に支部窓口で受け付けることから、駐留軍等労働者が支部に集中するため、各支部において、駐留軍等労働者の待ち時間が短縮されるよう工夫することで、駐留軍等労働者へのサービスの向上に努めました。

駐留軍等労働者の給与改定に当たっては、給与の引上げ、改定差額の遡及分の計算等の給与改定作業を遅滞なく実施しました。

評 定： B

評 定理由： 駐留軍等労働者の給与業務については、在日米軍から提出された、就業記録に基づく給与計算及び旅行許可証に基づく旅費計算の実施、三手当随時確認の実施、各種証明書の発行、年末調整等を防衛省、在日米軍及び関係機関と連携を図りつつ、円滑かつ確実に実施しました。

イ 給与に係る調査及び分析並びに改善案の作成

■ 給与に係る調査及び分析並びに改善案の作成、防衛省への提示状況

● 年度目標・事業計画の実施状況

防衛省からの調査要求について、従業員管理システムに蓄積した駐留軍等労働者の給与支払額等のデータを活用し、平成29年度は45件の調査を行い、防衛省に提示しました。

また、毎年4月1日現在における駐留軍等労働者の給与等の実態を把握することを目的として、給与のほか勤務場所、職種、年齢等を調査し、基本給表別・等級別・年齢別の平均給与月額や平均手当月額等を内容とする「駐留軍等労働者給与等実態調査報告書」を作成しています。

作成した報告書については、防衛省、在日米軍、関係省庁、大学図書館等、計39か所に配布し、予算概算要求等に係る資料作成や労働問題に関する研究等に当たっての基礎資料として活用されています。



第1表 基本給表別従業員数及び平均給与月額額

給与等級 PAYE	従業員数 No. of Staff	平均給与月額額 Average Monthly Wages per Capita									
		総額 Total Amt.	基本給 Basic Pay	手当等 Allowances	平均手当月額 Average Monthly Wages per Capita	基礎給金率 Basic Pay Rate	手当率 Allowance Rate	平均率 Average Rate			
合計 Total	19,725	329,683	231,062	6,771	285	18,743	18	18	11,969	7,322	7,262
1	8,873	3,08,187	296,289	7,978	886	18,494	98	4	4,947	7,481	7,447
2	6,667	24,627	23,207	4,172	18	15,431	0	21	1,218	7,913	6,743
3	2,581	131,164	121,028	4,998	19	15,767	13	14	1,199	8,974	8,769
5	101	296,241	271,824	4,908	300	17,740			5,281	2,123	8,252
6	29	148,834	127,483	11,891	300	9,431			6,660	1,914	8,877

駐留軍等労働者給与等実態調査報告書 の表紙（左）とその内容の一部（右）

● 業務運営の状況

旧格差給等受給者の推移に係るデータ等、定期的に報告を求められている調査については、所定の期日までに、防衛省に提示しました。また、定年予定者の高齢採用時における基本給額等、突発的な調査については、防衛省が求めた期日までに提示しました。

評 定： B**評定理由：** 防衛省からの依頼どおり調査を実施し、平成29年度は45件の給与に係る調査を行い、提示したことにより、行政施策の企画立案に資することが出来ました。**【自己評価結果】****評 定：** B**評定理由：** 給与業務の円滑かつ確実な実施及び調査の実施により、駐留軍等労働者へのサービス向上及び防衛省の行政施策の企画立案に資することが出来ました。

(3) 駐留軍等労働者の福利厚生の実施に関する業務

【年度目標】

— 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 —

○ 駐留軍等労働者の福利厚生の実施に関する業務（福利厚生業務）

- ・ 機構法第10条第1項第3号に規定する駐留軍等労働者への福利厚生の実施に関する業務（同項第4号に規定する附帯業務を含む。）について、円滑かつ確実に実施すること。
- ・ 特に、50歳を超えた駐留軍等労働者に対し、退職後の生活に必要な知識を提供することにより不安なく退職後の生活への円滑な移行を図り、もって駐留軍等労働者の士気を向上させるとともに安定的な労務管理に寄与することを目的として実施している退職準備研修については、受講者に対するアンケート調査の結果を踏まえた研修計画を作成し、効果的な研修を実施すること。また、アンケート調査を継続すること。
- ・ さらに、基地内臨時窓口設置の今後の方向性については、駐留軍等労働者のニーズ及び平成28年度の検討結果を踏まえ、支部業務への影響を勘案し決定すること。

【事業計画】

— 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 —

○ 駐留軍等労働者の福利厚生の実施に関する業務

- ・ 駐留軍等労働者の福利厚生の実施に関する業務（制服及び保護衣の購入・貸与、退職準備研修の実施、成人病予防健康診断の実施、心の健康に係る相談、業務災害を受けた者等への特別援護金の支給、社会保険の手続及び定期健康診断・ストレスチェック・永年勤続表彰の計画及び実施支援等）を円滑かつ確実に実施する。
- ・ 退職準備研修について、過去の受講者に対するアンケート調査結果の分析・検証を行った上で年間の研修計画を作成し、効果的な実施を図ることにより、アンケート調査結果の満足度が90%以上となるよう努める。
- ・ 基地内臨時窓口の設置に関する、今後の方向性については、駐留軍等労働者のニーズ及び平成28年度の検討結果を踏まえ、支部業務への影響を勘案し決定する。

ア 業務の実施状況

■ 福利厚生業務の実施状況※

● 年度目標・事業計画の実施状況

- 駐留軍等労働者に対する福利厚生事業として、制服及び保護衣の購入・貸与、退職準備研修の実施、成人病予防健康診断の実施、心の健康に係る相談業務等の実施及び業務災害を受けた駐留軍等労働者等に対する特別援護金の支給等を行っています。さらに福利厚生に関する業務として、社会保険等の手続等を実施しています。

※ エルモの業務の範囲として、機構法第10条第1項第3号及び同条第2項において、駐留軍等労働者の福利厚生の実施に関する業務を行うことと規定されています。

- 駐留軍等労働者に対する福利厚生事業の概要及び実施状況については、次のとおりです。
- a **ほう賞**
職場における節約・能率又は改善に貢献する考案・発明、勤務成績が優秀な駐留軍等労働者あるいは公共の利益となる功績等があった駐留軍等労働者に対し、ほう賞を支給しています。
 - b **災害見舞金**
駐留軍等労働者の住居や家財が、水害や火災、震災、台風その他の天災地変により、損害を受けた場合などに見舞金を支給しています。
 - c **教養文化活動**
平成20年度まで各基地の駐留軍等労働者の各種スポーツ大会などの教養文化活動を実施していましたが、平成21年度以降は国に準じて実施していません。
 - d **制服及び保護衣**
特定の職種の駐留軍等労働者に対し、職務上必要な制服及び保護衣を貸与しています。
 - e **退職準備研修**
50歳以上の駐留軍等労働者に対し、定年退職後の生活設計、退職手当制度、健康管理などについて必要な知識・情報等の提供を実施しています。
 - f **成人病予防健康診断**
対象年齢の駐留軍等労働者で受診希望者に対し、胃検査、心電図検査等7項目の検査を実施しています。
 - g **心の健康に係る相談**
駐留軍等労働者及びその家族の心の健康対策として、精神的不安、自信喪失等の職場不適応の軽減、解消を図るため、相談対応を実施しています。
 - h **職場生活相談**
駐留軍等労働者の職場及び家庭生活における悩み又は不安等を軽減・解消することを目的として、相談対応を実施しています。
 - i **特別援護金**
駐留軍等労働者が業務災害又は通勤災害により死亡した場合、身体に障害が残った場合及び無給となった場合に労災保険に上乘せして支給しています。
 - j **健康管理室**
駐留軍等労働者の健康の保持増進を図るため、防衛省と連携し、防衛省が契約する産業医及び保健師の活動拠点として、平成22年度に沖縄支部、平成23年度に三沢支部、平成25年度に佐世保支部、平成26年度に岩国支部、平成27年度に座間支部に設置し、産業医及び保健師による駐留軍等労働者への保健指導、健康相談等を行っています。
また、平成30年度から横田基地及び横須賀基地に設置することを決定しました。

駐留軍等労働者に対する福利厚生事業の実施状況

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
a ほう 賞	受賞者数	4,167人	2,598人	1,152人
	金額	175百万円	87百万円	23百万円
b 災 害 見 舞 金	支給件数	0件	1件	2件
	金額	0百万円	0百万円	1百万円
c 教 養 文 化 活 動	参加者数	—	—	—
	金額	—	—	—
d 制 服 及 び 保 護 衣	貸与数	約91,000点	約70,000点	約73,000点
	金額	290百万円	294百万円	276百万円
e 退 職 準 備 研 修	受講者数	635人	631人	466人
	金額	1百万円	1百万円	1百万円
f 成 人 病 予 防 健 康 診 断	受診者数	9,945人	10,516人	10,577人
	金額	33百万円	30百万円	34百万円
g 心 の 健 康 に 係 る 相 談	相談件数	601件	493件	457件
	金額	2百万円	2百万円	2百万円
h 職 場 生 活 相 談	相談件数	386件	289件	230件
	金額	3百万円	3百万円	—
i 特 別 援 護 金	契約金額等	28百万円	27百万円	24百万円
j 健 康 管 理 室	保健指導等件数	6,474件	7,507件	5,354件
事 業 費 計		533百万円	445百万円	360百万円

注：金額は、四捨五入によっているの符合しない場合がある。

- 社会保険等の手続の内容及び件数については、次のとおりです。

社会保険等の手続については、各支部において、駐留軍等労働者から提出された被扶養者に係る認定の届出等を基に、各種社会保険に係る書類の作成及び内容確認を行った上で防衛省に送付し、防衛省が記名押印した書類を受理後、各支部が駐留軍要員健康保険組合（以下「駐健保」という。）、年金事務所等の関係機関に提出するなどの手続を実施しています。

社会保険等の手続件数

（単位：件）

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
健 康 保 険	98,737	103,067	105,450
船 員 保 険	123	52	51
厚 生 年 金 保 険	108,358	146,342	119,615
労働者災害補償保険	1,342	1,402	1,262
雇 用 保 険	21,410	21,911	23,947
国 民 年 金 保 険	1,502	1,505	1,433
そ の 他	46	171	534
計	231,518	274,450	252,292

- 健康保険証の検認に係る手続の内容及び件数については、次のとおりです。
健康保険証の検認に係る手続については、駐健保が被扶養者資格の再確認のため調査を実施するに当たり、各支部において、駐健保から送付された健康保険被扶養者調査書、案内文書等を被保険者である駐留軍等労働者に配布し、また、駐留軍等労働者から提出された調査書、各種証明書類等を確認した上、駐健保へ提出するなどの手続を実施しています。

健康保険証の検認に係る手続件数

(単位：件)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
検 認 件 数	13,482	13,297	13,240

- メンタルヘルス対策への取組の推進として、メンタルヘルス小冊子を新規採用者に配布しました。
また、心の健康に係る相談及び職場生活相談業務の周知を目的としたポケットカードを作成し、全ての駐留軍等労働者に配布しました。

メンタルヘルス小冊子

ポケットカード



- 労働安全衛生法等に基づき実施される定期健康診断及びストレスチェック等について、防衛省及び在日米軍と調整し、実施に係る支援を行いました。
- 勤続期間が10年、20年、30年及び40年に達した駐留軍等労働者に対する永年勤続表彰について、主催者である防衛省及び在日米軍と調整し、表彰式の計画や実施に係る支援を行いました。

永年勤続表彰受賞者数

(単位：人)

開催地 勤続期間	三 沢	横 田	横 須 賀	座 間	富 士	岩 国	呉	佐 世 保	沖 縄	計
10年	14	59	139	57	3	26	4	33	250	585
20年	57	131	279	130	8	45	20	108	558	1,336
30年	27	38	111	39	0	25	10	16	56	322
40年	3	0	30	1	0	1	2	0	5	42
計	101	228	559	227	11	97	36	157	869	2,285

- 防衛省及び在日米軍により策定された「次世代育成支援・女性活躍推進のための在日米軍従業員に対する行動計画」に基づき、働きながら子育て・介護のしやすい職場環境作り及び仕事と生活との調和の実現に向けた取組を一層進めていくための様々な制度等の内容を、駐留軍等労働者に周知するため、「在日米軍従業員のための仕事と家庭の両立支援ハンドブック（日本語版及び英語版）」を作成し、駐留軍等労働者へ配布しました。



在日米軍従業員のための仕事と家庭の両立支援ハンドブック
日本語版表紙 英語版表紙

- 駐留軍等労働者が在日米軍施設で勤務するに当たっての様々な規則、権利、義務、責任等について、簡潔に分かりやすくまとめ、日頃勤務中での疑問を解消するための手引きとして、従業員ハンドブックを作成しています。
平成29年度においては、平成29年4月以降に生じた制度改正の内容に則した第8次改訂版（平成30年3月現在）を作成し、駐留軍等労働者及び関係者に配布しています。



従業員ハンドブック第8次改訂版表紙

● **業務運営の状況**

実施に当たっては、地方防衛局・地方防衛事務所、在日米軍の現地部隊及び関係機関と日々調整を行いながら、国内法令、労務提供契約等に基づき、適正かつ迅速に事務手続を実施することにより、駐留軍等労働者へのサービス向上に努めました。

評 定： B
評 定 理 由： 駐留軍等労働者の福利厚生業務については、制服及び保護衣の購入・貸与、退職準備研修の実施、成人病予防健康診断の実施、心の健康に係る相談、業務災害を受けた者等への特別援護金の支給、在日米軍従業員のための仕事と家庭の両立支援ハンドブックの作成・配布、社会保険の手続及び永年勤続表彰等の計画及び実施支援など、防衛省、在日米軍及び関係機関と連携を図りつつ、円滑かつ確実に実施しました。

イ **退職準備研修の実施**

- 退職準備研修における受講者の満足度：90%以上
- 退職準備研修のアンケート調査結果の分析及び効果の検証状況
- 検証を踏まえた研修計画の作成及び効果的な実施の状況

● **年度目標・事業計画の実施状況**

退職準備研修は、駐留軍等労働者に退職後の生活に必要な知識を提供することにより、不安なく退職後の生活へ円滑な移行を図り、もって駐留軍等労働者の士気を向上させるとともに安定的な労務管理に寄与することを目的として実施しています。
 平成29年度は、各支部において、支部の新たな取組、前年度から継続した取組及び受講者の意見を踏まえた取組を考慮した年間の研修計画を作成しました。
 研修は、7支部において延べ14回実施し、466人が受講しました。
 受講者からのアンケート調査結果における研修全体の満足度については、回答のあった426人のうち、411人から「将来設計の役に立った」等の意見をいただき、研修を受講して「良かった」又は「まあまあ良かった」という回答を得ており、満足

度は96.5%（前年度比0.8%減）でした。

また、各講義（「今後の生活設計」、「退職手当制度」、「心の健康と身体の健康」、「経済プラン等」、「定年後の雇用制度等」）の内容についても、満足度は全て90%以上でした。

● 指標の数値

受講者に対するアンケート調査結果

（単位：％）

指標等	達成目標	5年間 平均値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
受講者に対するアンケート調査結果の満足度	90%以上	96.4	95.9	96.0	96.3	97.3	96.5

講義項目別満足度

（単位：％）

講義項目	年度					備考
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
今後の生活設計	91.6	91.1	92.6	93.1	92.2	
退職手当制度	92.0	93.7	96.5	97.2	96.4	
心の健康と身体の健康	89.9	91.3	92.5	95.0	94.4	
経済プラン等	93.2	92.9	93.4	94.8	92.2	
定年後の雇用制度等	—	93.9	92.4	95.1	96.2	平成26年度から追加

● 業務運営の状況

受講者の意見を踏まえた新たな取組として、講義における質疑応答時間を長く設定するとともに、支部職員を配置し、率先的に受講者へ声かけを行い、年金制度の説明については、年金事務所に講義を依頼する等の工夫を行いました。

また、平成28年度に引き続き、①講師職員による予行演習の実施及び職員の巡回による質問受付、②外部講師との事前の調整、③研修会場内の室温及び音響調整などの受講者に配慮した環境整備、④日本語に堪能でない受講者のためにテキスト及びアンケートの英語版の作成等の工夫を行いました。

退職準備研修講義風景



三沢支部「今後の生活設計」

座間支部「定年後の雇用制度等」

退職準備研修における受講者の満足度：90%以上

評 定： B

評 定理由： 7支部において延べ14回の退職準備研修を実施し、受講者に対するアンケート調査結果は96.5%であり、事業計画に定める90%以上の満足度を達成しました。

退職準備研修のアンケート調査結果の分析及び効果の検証状況

評 定： B

評 定理由： アンケート調査結果を踏まえ、また、支部の新たな取組、前年度から継続した取組を考慮し、効果的な研修となるよう検証を行いました。

検証を踏まえた研修計画の作成及び効果的な実施の状況

評 定： B

評 定理由： 検証結果を踏まえ、研修計画を作成し、7支部において延べ14回実施しました。

ウ 基地内臨時窓口の設置

■ **基地内臨時窓口の設置に関する今後の方向性の決定状況**

● **年度目標・事業計画の実施状況**

基地内臨時窓口の設置について、各種申請書類等の受け渡しを基地内でできないかという駐留軍等労働者のニーズを踏まえ、エルモと現地米軍との間で調整し、検討を行った結果、平成28年10月から横田基地内において試行的に月1回（第3木曜日）実施しました。

当該窓口の利用者は、主に各種申請書類等の提出を目的として来所しており、利用者からは、昼休憩の間に手続きができ便利で助かる等、利便性の向上を評価する意見が寄せられました。

基地内臨時窓口設置に関する今後の方向性を決定するため、試行的実施結果の分析を行うとともに、駐留軍等労働者のニーズを踏まえ、支部業務への影響を検討し、平成30年4月から横田基地内において臨時窓口を設置することを決定しました。

● **業務運営の状況**

基地内臨時窓口の設置について、平成28年10月から横田基地内において試行的に月1回実施しました。

基地内臨時窓口設置に関する今後の方向性を決定するため、試行的実施結果の分析を行うとともに、駐留軍等労働者のニーズを踏まえ、支部業務への影響を検討し、平成30年4月から横田基地内において臨時窓口を設置することを決定しました。

評 定： B

評 定理由： 基地内臨時窓口の設置については、エルモと現地米軍との間で調整し、検討を行い、平成28年度に引き続き、平成29年度においても横田基地内において試行的に月1回実施しました。

基地内臨時窓口設置に関する今後の方向性を決定するため、試行的実施結果の分析を行うとともに、駐留軍等労働者のニーズを踏まえ、支部業務への影響を検討し、平成30年4月から横田基地内において臨時窓口を設置することを決定しました。

【自己評価結果】

評 定： B

評定理由： 福利厚生業務を円滑かつ確実に実施するとともに、退職準備研修については、受講者の意見等を踏まえ、効果的な研修となるよう年間の研修計画を作成・実施した結果、研修全体の満足度は96.5%であり、事業計画に定める90%以上を達成しました。

また、基地内臨時窓口設置に関する今後の方向性を決定するため、試行的実施結果の分析を行うとともに、駐留軍等労働者のニーズを踏まえ、支部業務への影響を検討し、平成30年4月から横田基地内において臨時窓口を設置することを決定しました。

2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 業務の効率化・組織改編

ア 業務の効率化

【年度目標】

—業務運営の効率化に関する事項—

○業務の効率化・組織改編

- ・ 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）に沿って進めた、支部組織における組織のフラット化、本部組織における部課の統合、国家公務員身分を有する期間業務職員の更なる活用による人件費の削減等の取組については、平成27年7月の組織改編による業務運営への影響等を的確に把握するとともに、業務フロー・コスト分析の結果を踏まえつつ、今後の方向性を検討すること。

【事業計画】

—業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置—

○業務の効率化・組織改編

- ・ 業務の効率化については、平成27年7月の組織改編による業務運営への影響等を的確に把握するとともに、業務フロー・コスト分析の結果を踏まえつつ、今後の方向性を検討する。

■ 業務効率化の今後の方向性の検討状況

● 年度目標・事業計画の実施状況

平成27年7月の組織改編による業務運営への影響等については、現状における問題について、本部と支部との間で綿密に連携し、状況把握を行いました。引き続き、円滑な業務実施に努めていきます。

また、平成29年3月22日の第190回官民競争入札等監理委員会における業務フロー・コスト分析の結果を踏まえ、3つの業務改善策（①係別の業務量の平準化、②既存システムの有効活用、③窓口対応及び電話対応における一般的な対応をホームページに掲載）について検討を行い、可能なものから実施しました。

● 業務運営の状況

業務フロー・コスト分析の結果を踏まえ、以下の3つの業務改善策について、次のとおり検討又は実施しました。

【3つの業務改善策】

① 係別の業務量の平準化

超過勤務時間を指標として、平成29年4月稼働から12月稼働までの支部における超過勤務時間数を個人別・係別に把握・分析し、今後の業務量の平準化策を検討しました。

② 既存システムの有効活用（既存のシステムデータとアプリケーションソフトウェアの連携による更なる活用）

効率的な事務手続のため支部が個別に保有するアプリケーションソフトウェア（EUC）について、各支部間で共有化し、事務の効率化に努めました。

また、毎年実施しているEUC操作講習会について、より実務に即した内容の操作実習となるよう、各支部のニーズを把握し、講習内容の充実を図りました。

③ 窓口対応及び電話対応における一般的な対応をホームページに掲載

窓口対応及び電話対応の効率化を図るため、全支部における駐留軍等労働者からの問合せ内容について確認し、Q&A方式での掲載について検討し、平成30年4月からのホームページリニューアルにあわせ、運用開始することとしました。

【自己評価結果】

評 定： B
評 定 理 由： 業務フロー・コスト分析の結果を踏まえた3つの改善策について、検討又は実施しました。
 係別の業務量の平準化並びに窓口対応及び電話対応における一般的な対応をホームページに掲載することについては、平成30年度からの実施に向けて検討しました。
 さらに、既存システムの有効活用（既存のシステムデータとアプリケーションソフトウェアの連携による更なる活用）については、本年度内に実施しました。

業務運営上の課題・改善方策

平成28事業年度における業務実績の評価の結果での指摘事項（業務フロー・コスト分析の結果、官民競争入札等監理委員会です承を得た業務改善策については、業務の質の低下を招くことがないよう配慮しつつ取り組むこと）については、平成27年7月の組織改編による支部への影響を考慮し、平成29年度において所要の検討又は実施しました。

イ システムの安定的な稼働の確保等

【年度目標】

—業務運営の効率化に関する事項—

○業務の効率化・組織改編

- ・ 機構では、駐留軍等労働者の労務管理等業務の効率化、駐留軍等労働者へのサービス向上等を図るため、総合的な電算処理システムとして在日米軍従業員管理システム等を開発し運用しているところ、当該システム等の安定的な稼働を確保すること。
- ・ また、次期システムへの更新に関しては、多額の費用を要さないシステム更新の在り方について、平成28年度の検討内容を踏まえ、引き続き検討を行い、結果を公表すること。

【事業計画】

—業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置—

○業務の効率化・組織改編

- ・ 在日米軍従業員管理システム等について、運用管理・保守体制を維持し、安定的な稼働（システム稼働率：99.9%以上）を確保する。
- ・ また、次期システムへの更新に関しては、多額の費用を要さないシステム更新の在り方について、平成28年度の検討内容を踏まえ、引き続き検討を行い、結果を公表する。

■ システムの安定的な稼働の確保状況

● 年度目標・事業計画の実施状況

在日米軍従業員管理システム※等の安定的な稼働を確保するために、システム全体の稼働状況を的確に把握しながら、その運用管理・保守体制が効率的となるよう運用しました。このことにより、システム稼働率99.9%以上を確保しました。

● 業務運営の状況

平成29年度においては、システムの安定的な稼働を確保するため、次の取組を行いました。

- ・ データベースサーバ等のハードウェアが安定かつ良好な動作状態にあるか、ネットワークが正常に稼働しているかなどシステム全体の稼働状態について、良好な動作環境を保持できるよう総合的な監視等を行いました。
- ・ システムの不具合等が生じた場合にあっては、できる限り速やかに解消できるようあらかじめシステムの運用予定時間等を把握し、サポート体制を柔軟に設定する等、システムの運用管理体制を弾力的に運用しました。

- これらに加え、ソフトウェア更新時のシステムへの影響の有無等を事前に検証するとともに、アクセス権限の随時見直しの徹底等を行いました。
- 府省庁あてに送られてくる年間約500件の不審メール情報を基に速やかにファイアウォール等への登録を行うなど、水際対策を実施し、さらに、新たな水際対策を導入し、より強固な情報システムにしました。

これらの取組を行った結果、システム稼働率100%を達成しました。

※ 在日米軍従業員管理システムとは、エルモの実施する労務管理等事務の全体（雇用管理、給与、旅費、制服、健康診断、永年勤続表彰、ほう賞等）をシステム化したもの。これらを総括管理するために、本部及び全支部を広域イーサネット網でつなぎ、本部に置かれた運用管理センターにて、ハードウェア・ソフトウェアの一元管理及び運用管理を行っている。

● 指標の数値

システムの安定的な稼働の確保状況

(単位：%)

指標等	達成目標	27年度	28年度	29年度
システムの安定的な稼働の確保状況	99.9%以上	100	100	100

評 定： A

評 定理由： 労務管理等業務の基盤となる在日米軍従業員管理システム等の安定的稼働を確保するため、システム監視、運用支援の体制の拡充等を図ることにより、平成29年4月から平成30年3月末までのシステム稼働率100%を達成しました。

■ 次期システム更新の在り方の検討及び結果の公表状況

● 年度目標・事業計画の実施状況

在日米軍従業員管理システム等の次期換装（平成32年度）に向けて、平成28年度に引き続きシステム更新の在り方について検討を行い、その結果を公表しました。

● 業務運営の状況

在日米軍従業員管理システム等の次期換装については、コスト削減を考慮した換装を行うため、平成28年度において、新しい技術の調査・検討を行い、仮想化技術を用いて再構築を図ることとしました。これを基に、引き続き専門的知識を有する外部有識者から助言を受け、システム更新の在り方について検討を行い、その結果を公表しました。

「在日米軍従業員管理システム更新の在り方について」

平成28年度において、平成32年度に「在日米軍従業員管理システム」を換装するにあたり、以下の具体的な経費削減策を取り入れ多額の費用を要さないシステム更新を行うこととする検討結果を取りまとめました。

具体的な経費削減策等

- ①機構内システムを仮想化技術を用いて再構築
(分散している既存サーバーを仮想化技術を用いて集約)
 - ハードウェア費用及び保守費用を削減
 - ソフトウェア(ライセンス)費用及び保守費用を削減
 - 設置スペース、消費電力を削減
- ②機構内システムの運用管理/保守を統合
(個別に調達していた運用管理/保守を一括調達)
 - 一括調達により運用管理費用/保守費用を削減

平成29年度においては、検討結果について、外部の専門的知識を有する者からの助言を得ながら内容を精査するなどの検討を重ねました。
これを基に、今後、適正な業務遂行に資するようシステム更新に取り組んで参ります。

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構

機構HP『公表事項』に掲載

評 定： B
評 定 理 由： 在日米軍従業員管理システム等の次期換装(平成32年度)に向けて、平成28年度に引き続きシステム更新の在り方について検討を行い、その結果を公表しました。

【自己評価結果】

評 定： A
評 定 理 由： システムの安定的な稼働を確保するため、様々な対応を図ることにより、平成29年4月から平成30年3月末までのシステム稼働率100%を達成しました。
在日米軍従業員管理システム等の次期換装(平成32年度)に向けて、平成28年度に引き続きシステムの更新の在り方について検討を行い、その結果を公表しました。

(2) 調達等合理化の取組の推進

【年度目標】

—業務運営の効率化に関する事項—

○調達等合理化の取組の推進

- ・ 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することにより、調達等合理化の取組を推進すること。

【事業計画】

—業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置—

○調達等合理化の取組の推進

- ・ 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することにより、調達等合理化の取組を推進する。
- ・ また、契約の適正性・透明性を確保するため、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号）等に基づき、予定価格が一定金額以上の契約について、契約の相手方、契約金額、予定価格等の情報をホームページにおいて公表する。

■ 調達等合理化計画の取組の推進状況

● 年度目標・事業計画の実施状況

平成29年5月29日に契約監視委員会が開催され、平成28年度における契約について、点検・見直しの対象案件である競争性のない随意契約、一者応札・一者応募及び2か年度連続一者応札となった契約（37件）について審議していただいた結果、「一者応札が解消されるよう、積極的なPRを行うなど、更なる競争性の確保について取り組むこと」との意見をいただきました。

併せて平成29年度における調達等合理化計画について点検を行っていただきました。

○平成29年度契約監視委員会議事概要

(1) 点検・見直しの対象契約案件（平成28年度契約）及び「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」の概要説明

事務局から各案件の概要、見直し状況、応札状況等、及び平成29年度調達等合理化計画の策定について説明

(2) 点検・見直しの対象契約案件について

契約監視委員会の指摘事項

① 「競争性のない随意契約」

指摘事項なし。

② 「一者応札・一者応募」

一者応札が解消されるよう、積極的なPRを行うなど、更なる競争性の確保について取り組むこと。

③ 「2か年度連続一者応札」

指摘事項なし。

④ 「平成28年度契約一覧」

(3) 独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について

平成28年度調達等合理化計画における取組結果及び平成29年度における調達等合理化計画の策定について、点検を受けた結果、平成28年度の実績結果に対し、契約監視委員会より次のとおり意見を頂きました。

① 前年度との比較・検討も取組結果として記載した方がよい。

② 事業者への積極的なPRにより一定の成果があったことについて記載した方がよい。

● **業務運営の状況**

重点的に取り組む分野である、一者応札・一者応募の解消に向けた取組については、一者応札となった要因等を調査・分析した上で、あらかじめ調達予定情報をホームページに公表し、今後の調達に向けて対策を図りました。引き続き応札状況を注視し、これまで実施してきた取組（入札公告期間の十分な確保、入札公告掲示箇所の拡大、調達概要の通年掲示等）を継続しつつ、新たなPR方策について検討していきます。また、調達等合理化の取組を推進するため、従来から実施していた事務用消耗品等の本部一括調達に加え、各支部で使用するプリンター、封筒の購入等を実施しました。本部一括調達が可能な他の品目については、平成30年度以降の調達においても実施していくこととし、経費節減に努めることとしています。

評 定： B

評定理由： 契約監視委員会が開催され、平成28年度における契約について、点検・見直しの対象案件である競争性のない随意契約、一者応札・一者応募及び2か年度連続一者応札となった契約（37件）の審議及び平成29年度調達等合理化計画の点検を行っていただきました。
調達等合理化計画の取組事項としては、一者応札・一者応募の解消に向けた取組として、一者応札となった要因等を調査・分析した上で、あらかじめ調達予定情報をホームページに公表し、今後の調達に向けて対策を図りました。また、調達等合理化の取組を推進するため、従来から実施していた事務用消耗品等の本部一括調達に加え、各支部で使用するプリンター、封筒の購入等についても実施しました。

■ **予定価格が一定金額以上の契約についての公表状況**

● **業務運営の状況**

契約の適正性・透明性を確保するための取組として、以下の情報を毎月、ホームページに公表しました。

- (1) 「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日財計第2017号）に基づき、予定価格が一定金額以上の契約について、契約の相手方、契約金額及び予定価格等の情報
- (2) 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、エルモと一定の関係を有する法人と契約を締結した場合、エルモから当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況等の情報

評 定： B

評定理由： 予定価格が一定金額以上の契約について、情報をホームページに公表しました。

【自己評価結果】

評 定： B

評定理由： 契約監視委員会が開催され、平成28年度における契約について、点検・見直しの対象案件である競争性のない随意契約、一者応札・一者応募及び2か年度連続一者応札となった契約（37件）の審議及び平成29年度調達等合理化計画の点検を行っていただきました。
調達等合理化計画の取組事項としては、一者応札・一者応募の解消に向けた取り組みとして、一者応札となった要因等を調査・分析した上で、これまで実施してきた取組に加えて、あらかじめ調達予定情報をホームページに公表し、今後の調達に向けての対策を図るとともに、調達等合理化の取組を推進するため、従来から実施していた事務用消耗品等の本部一括調達に加え、各支部で使用するプリンター、封筒の購入等についても実施しました。
また、契約の適正性・透明性を確保するため、契約状況等をホームページに公表しました。

3 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

【年度目標】

—財務内容の改善に関する事項—

- ・ 機構運営関係費（人件費を除く。）について、平成28年度を基準として3%の縮減を図ること。ただし、特殊要因を除く。

【事業計画】

—予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画—

- ・ 別紙1から別紙3までのとおり。
機構運営関係費（人件費を除く。）について、平成28年度を基準として3%の縮減を図る。ただし、特殊要因を除く。
- ・ また、物件費については、計画的・効率的に執行し、経費節減の余地がないかについて自己評価を毎四半期に行った上で、適切な見直しを行う。

■ 機構運営関係費の縮減状況（平成28年度を基準とした縮減割合）

● 年度目標・事業計画の実施状況

平成29年度は、物件費において各種経費の計画的・効率的執行と併せ、地道な節約努力により、機構運営関係費で平成28年度を基準として3.1%の縮減となり、事業計画に定める縮減率3%を達成しました。

● 業務運営の状況

機構運営関係費の縮減状況については、次の表のとおりです。
機構運営関係費の推移については、P67の「主務省令期間における機構運営関係費の推移」をご覧ください。

機構運営関係費の縮減状況※

（単位：百万円）

区分	平成28年度 予算額(A)	平成29年度 決算額(B)	増減額 (C)=(B)-(A)	縮減率(%) (D)=(C)÷(A)	備考
物件費	440	426	△14	3.1%	

※ 人件費及び特殊要因を除く。

評 定： B

評 定理由： 平成28年度を基準として3.1%の縮減となり、事業計画に定める縮減率（3%）を達成しました。

■ 物件費の自己評価の実施状況及び適切な見直しの実施状況

● 年度目標・事業計画の実施状況

平成29年度は、物件費の見直しに当たり、経費節減への取組について本部内及び各支部に周知したほか、計画・進捗状況について、毎四半期に予算の執行状況の確認を行ったところ、不要不急などの不適正な経費の執行は見当たりませんでした。

● 業務運営の状況

平成29年度における経費節減に係る具体的な取組としては、本部が一括調達としていた事務用消耗品の仕様見直しを行い、経費の抑制を行いました。

評 定： B

評 定理由： 機構運営関係費について、毎四半期に予算の執行状況の確認を行うなど、自己評価を実施しました。また、本部が一括調達としていた事務用消耗品の仕様見直しを行い、経費節減の取組を実施しました。

【自己評価結果】

評 定： B
 評 定 理 由： 機構運営関係費について、毎四半期に予算の執行状況の確認を行うなど、自己評価を実施するとともに、本部が一括調達としている事務用消耗品の仕様見直しを行うなど、経費節減の取組を実施したことにより、平成28年度を基準として3.1%の縮減となり、事業計画に定める縮減率(3%)を達成しました。

別紙1

事業計画予算
平成29事業年度

(単位：百万円)

区 分	労務管理の実施 に関する業務等	給与の支給に 関する業務等	福利厚生の実施 に関する業務等	法人共通	金 額
収 入					
運営費交付金	602	778	1,145	490	3,015
計	602	778	1,145	490	3,015
支 出					
基地従業員関係費	11	1	402	0	414
機構運営関係費	592	776	744	490	2,601
うち 人件費	503	643	623	384	2,154
物件費	88	133	120	106	447
計	602	778	1,145	490	3,015

注：計数は、四捨五入によっているので符合しないことがある。

収 支 計 画
平成29事業年度

(単位：百万円)

区 分	労務管理の実施 に関する業務等	給与の支給に 関する業務等	福利厚生の実施 に関する業務等	法人共通	金 額
費用の部	602	778	1,145	821	3,347
経常費用	602	778	1,145	821	3,347
基地従業員関係費	11	1	402	0	414
物件費	88	133	120	106	447
人件費	503	643	623	384	2,154
減価償却費	—	—	—	332	332
財務費用	0	0	0	0	0
臨時損失	0	0	0	0	0
収益の部	602	778	1,145	821	3,347
運営費交付金収益	602	778	1,145	490	3,015
寄付金収益	0	0	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	0	0	0	332	332
資産見返物品受贈額戻入	0	0	0	0	0
臨時利益	0	0	0	0	0
純利益	0	0	0	0	0
前年度積立金取崩額	0	0	0	0	0
総利益	0	0	0	0	0

注：1 収支計画は、予算ベースで計上した。

2 計数は、四捨五入によっているので符合しないことがある。

資 金 計 画
平成29事業年度

(単位：百万円)

区 分	労務管理の実施 に関する業務等	給与の支給に 関する業務等	福利厚生の実施 に関する業務等	法人共通	金 額
資金支出	602	778	1,145	490	3,015
業務活動による支出	602	778	1,145	490	3,015
投資活動による支出	0	0	0	0	0
財務活動による支出	0	0	0	0	0
次年度への繰越金	0	0	0	0	0
資金収入	602	778	1,145	490	3,015
業務活動による収入	602	778	1,145	490	3,015
運営費交付金による収入	602	778	1,145	490	3,015
その他の収入	0	0	0	0	0
投資活動による収入	0	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	0	0
前年度からの繰越金	0	0	0	0	0

注：1 資金計画は、予算ベースで計上した。

2 計数は、四捨五入によっているので符合しないことがある。

4 短期借入金の限度額

【事業計画】

—短期借入金の限度額—

- ・ 短期借入金の限度額は3億円とし、運営費交付金の受入れが遅延する場合や予想外の退職手当の支給等に用いるものとする。

■ 短期借入金の使用状況

● 事業計画の実施状況

平成29年度において、運営費交付金の受入れの遅延や予想外の退職手当の支給等はありませんでした。

【自己評価結果】

評 定： —

評定理由： 平成29年度において、短期借入金は使用しませんでした。

5 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 人事に関する計画

ア 人員の適正な配置

【事業計画】

—その他主務省令で定める業務運営に関する事項—

○人事に関する計画

- ・ 円滑かつ確実な業務処理を行うため、人員の適正な配置に努める。

■ 円滑な業務処理に配慮した人員の適正な配置状況

● 事業計画の実施状況

各支部職員の円滑な業務処理に配慮し、駐留軍等労働者に対するサービスの低下を招くことがないよう、業務内容及び業務量に応じた適正な人員配置となるよう努めました。

● 業務運営の状況

各支部において、職員1人当たりが管理する駐留軍等労働者数、各支部が管轄する米軍施設の特性及び支部間バランスを考慮し、円滑な業務処理に配慮し、駐留軍等労働者に対するサービスの低下を招くことがないよう、業務内容及び業務量に応じた適正な人員配置となるよう努めました。

【自己評価結果】

評 定： B

評定理由： 円滑な業務処理に配慮し、駐留軍等労働者に対するサービスの低下を招くことがないよう、業務内容及び業務量に応じた適正な人員配置となるよう努めました。

イ 研修の着実な実施

【事業計画】

—その他主務省令で定める業務運営に関する事項—

○人事に関する計画

- ・ 年間の研修に係る計画を作成し、職員養成研修等の着実な実施を図る。

■ 年間の研修計画の作成及び研修の実施状況

● 事業計画の実施状況

平成29年4月に年間の研修計画を作成、養成研修及び業務研修を合計5件実施し、外部機関で実施する研修については72件に参加させました。

● 業務運営の状況

エルモで実施する養成研修として、「初任研修」、「係長研修」を実施したほか、業務研修として「窓口対応能力向上研修」、「語学研修」等を実施しました。

また、外部機関で実施する研修として、人事院主催研修（係長研修、中堅係員研修等）、財務省主催研修（政府関係法人会計事務職員研修等）、総務省主催研修（情報システム統一研修等）、防衛省主催研修（地方防衛局等上級研修等）等に参加させました。

エルモで実施する研修については、職員の資質の向上、円滑な業務運営及び更なるサービスの向上に資することを目的として、年間の研修計画を作成、スケジュールを管理し、その都度、研修カリキュラムの見直しを行い、必要な改善を加え、着実な実施を図りました。



エルモ本部で行われた窓口対応能力向上研修



エルモ本部で行われた係長研修

エルモで実施した研修

実施研修名	対 象	目 的	参加者数
新規採用者初任研修 (5日間)	新規採用者	公務員としての心構え等の教育、労務管理等業務の基本的知識の付与等	12人
係長研修 (5日間)	係長	初級管理者に必要な管理能力の習得及び労務管理等業務の専門的知識の付与等	8人
窓口対応能力 向上研修 (5日間)	窓口業務従事者	来訪者等に対する適切な接遇方法、英語による基本的な対応、窓口業務における注意点、クレーム対応等の習得	13人
語学研修 (50分・全24回)	英語能力中・上級者	翻訳業務及び通訳業務に対応可能な職員の育成	6人
簿記研修 (3級・全15回)	会計業務担当者	財務諸表の作成可能な職員の育成	1人
計 5件			40人

外部機関（国の機関等）で実施した研修

実施機関名	研 修 名	参加者数
人 事 院	関東地区課長補佐研修	1人
	沖縄地区係長研修	3人
	中国地区中堅係員研修	1人
	関東地区メンター養成研修	2人
	九州地区女性職員キャリアアップ研修	1人
	その他	54人
財 務 省	政府関係法人会計事務職員研修	1人
	会計事務職員契約管理研修	1人
総 務 省	情報システム統一研修	2人
	情報公開・個人情報保護制度の運用に関する研修会	1人
	その他	2人
防 衛 省	地方防衛局等上級研修	2人
	女性職員研修	1人
	その他	2人
そ の 他	公文書管理研修等	30人
計 72件		104人

【自己評価結果】

評 定： B
評 定 理 由： 職員の資質の向上、円滑な業務運営及び更なるサービスの向上に資することを目的として、年間の研修計画を作成、スケジュールを管理し、その都度、研修カリキュラムの見直しを行い、必要な改善を加え、研修の計画的かつ着実な実施を図りました。

(2) 積立金の使途

【事業計画】

—その他主務省令で定める業務運営に関する事項—

○積立金の使途

- ・平成28年度繰越積立金は、平成28年度以前に取得し平成29年度へ繰り越した棚卸資産、前払費用等の費用に充当する。

■ 繰越積立金の充当状況

● 事業計画の実施状況

平成28年度繰越積立金49.3百万円は、計画のとおりたな卸資産、前払費用への充当のため48.7百万円を取り崩しました。

【自己評価結果】

評 定： B
評 定 理 由： 繰越積立金は、計画のとおりたな卸資産、前払費用の費用に充当しました。

6 その他

(1) 給与水準の適正化等

【年度目標】

—その他の業務運営に関する重要事項—

○給与水準の適正化等

- ・機構の役職員の給与水準について、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」を踏まえ、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方を厳しく検証した上で、役職員給与の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。

【事業計画】

—その他—

○給与水準の適正化等

- ・機構の役職員の給与水準について、国家公務員の給与水準も考慮し、役職員給与の在り方を検証した上で、役員報酬規則、役員退職手当規則及び職員給与規則の適切な見直しを行い、その適正化に取り組む。また、検証結果及び取組状況をホームページにおいて公表する。

■ 役職員給与の在り方の検証、規則の適切な見直しの実施及び適正化の取組状況

● 年度目標・事業計画の実施状況

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定。以下「基本的な方針」という。）において、役職員が国家公務員である法人については、

国家公務員の給与を参酌することとされています。

これを踏まえ、平成29年度における給与水準を検証した結果、役員のうち理事長については、各府省の事務次官の給与に基づく額と比較すると84%の額、理事（常勤）については、各府省の指定職俸給表1号俸の年間報酬と比較すると100%、監事（常勤）については、国家公務員の行政職（一）9級の平均年間報酬額と比較すると97%の額となりました。

職員については、国家公務員と比較すると国家公務員の給与水準を100とした場合の比較指数が91.1%となりました。

平成29年度人事院勧告に基づく一般職給与法の改定に準じ、役員報酬規則及び職員給与規則を改正し、役職員給与の適正化に取り組みました。

● 業務運営の状況

役職員の給与水準について、基本的な方針を踏まえ、平成29年度においても国家公務員の給与水準と比較し、検証を実施しました。

また、平成29年度人事院勧告に基づく一般職給与法の改定に準じ、役員報酬規則及び職員給与規則を改正し、さらに「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成29年11月17日閣議決定）を受け、役員退職手当規則を改正し、以下のとおり実施しました。

平成29年度から適用した規則改正による給与の見直しの実施状況

- ・平成29年度人事院勧告に基づく「官民較差等に基づく給与の改定」によるもの

項目	改定内容
俸給関係	<ul style="list-style-type: none"> ・俸給表を400円を基本に引上げ（平均改定率0.2%） ・初任給については、1,000円、若年層についても同程度引上げ ・俸給表改定に伴う俸給の特別調整額（管理職手当）の一部引上げ
役員の期末手当	<ul style="list-style-type: none"> ・役員の支給月数について、年間0.05月引上げ、3.30月
職員の期末・勤勉手当	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の支給月数について、年間0.10月引上げ、4.40月

- ・役員退職手当規則の改正によるもの

項目	改定内容
支給率	<ul style="list-style-type: none"> ・1月につき俸給月額を支給率を、100分の0.4125引下げ、100分の10.4625

常勤役員の報酬及び常勤職員の給与の比較指標に対する支給状況

（単位：千円）

区分	エルモ (A)	対象指標 (B)	平均との差	比率 (A) / (B)	備考
法人の長	19,657	23,274	3,617	84%	
理事	14,383	14,383	0	100%	
監事	12,671	13,118	447	97%	
常勤職員	5,588	6,135	547	91.1%	

・最近5年間の指標の数値

(単位：%)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	備 考
法人の長	83	77	84	84	84	
理 事	87	100 ※1	100 ※1	100 ※1	100 ※1	
監 事	92	99 ※2	98 ※2	— ※3	97 ※2	
常勤職員	92.5	93.3	91.5	92.2	91.1	

※1 各府省の指定職俸給表1号俸の年間報酬との比較

※2 国家公務員の行政職(一)9級の平均年間報酬との比較

※3 年度中の交代(任期満了)

評 定： B

評定理由： 役職員の給与水準について、国家公務員の給与水準を考慮し、手当を含め役職員給与の在り方を検証した上で、役員報酬規則、職員給与規則及び役員退職手当規則の見直しを行い、その適正化に取り組みました。

■ 役職員給与の在り方の検証結果及び適正化の取組状況の公表状況

● 年度目標・事業計画の実施状況

基本的な方針を踏まえ、役職員の給与水準について、検証結果及び取組状況をホームページ及び広報誌「LMO」に掲載し、公表しました。

● 業務運営の状況

基本的な方針において、独立行政法人は、役職員の給与水準を毎年度公表することとされていることから、役職員の給与の支給状況、検証結果及び規則の見直し状況について、ホームページ及び広報誌「LMO」に掲載し、公表しました。

評 定： B

評定理由： 役職員の給与の支給状況、検証結果及び規則の見直し状況をホームページ及び広報誌「LMO」に掲載し、公表しました。

【自己評価結果】

評 定： B

評定理由： 給与水準の適正化等について、国家公務員の給与水準を考慮し、手当を含め役職員給与の在り方を検証した上で、関係規則の適切な見直しを行い、その適正化に取り組むとともに、その検証結果及び取組状況を公表しました。

(2) 機構の広報活動

【年度目標】

—その他業務運営に関する重要事項—

○機構の広報活動

- ・ 機構を社会に定着した組織とし、もって駐留軍等労働者の労務管理等業務の円滑な実施に資するため、機構の業務内容等について広く理解が深まるよう、広報活動を推進すること。

【事業計画】

—その他—

○機構の広報活動

- ・ 機構の業務内容等について広く理解が深まるよう、広報誌のハローワーク及び地方自治体等への配布、ホームページの活用等により、広報活動を推進する。

■ 広報誌の発行（年4回以上）

● 年度目標・事業計画の実施状況

広報誌「LMO」は、平成14年の創刊以来、季刊号としてエルモの業務内容等について理解を得ることを目的として発行し、駐留軍等労働者をはじめ、一般の方々の理解と関心を深めるため、公共職業安定所（ハローワーク）及び地方公共団体等へ配布しています。

平成29年度は、4月、7月、10月、1月の計4回、各号3,680部、年間14,720部を発行しました。

広報誌「LMO」には、全国の各米軍施設に勤務する駐留軍等労働者の活躍や福利厚生事業（心の健康相談、アスベスト（石綿）に係る健康相談窓口の案内）等に関する記事及び各支部における行事予定等を掲載し、駐留軍等労働者に対する情報提供誌としての役割を担っています。更に、エルモの事業計画や、駐留軍等労働者の募集に係る取組を掲載するなど広く業務内容を紹介し対外的なPRに努めました。



平成29年度に発行された広報誌「LMO」

● 業務運営の状況

広報誌「LMO」の編集に当たっては、エルモ本部に設置した広報誌編集委員会において掲載内容の検討を行い、見やすく、役に立つ情報を発信するため紙面の充実を図りました。

評 定： B

評 定 理 由： 広報誌「LMO」を計4回発行し、エルモの業務内容等について広く理解が深まるよう、広報活動を推進しました。

■ 広報活動の推進状況

● 年度目標・事業計画の実施状況

広報誌「LMO」を発行するとともに、ホームページを用いた広報活動を推進しています。

ホームページは、トップページにおいて、情報が容易に検索できるよう「エルモの概要」、「業務実績」、「求人情報」、「情報公開・公文書管理」、「個人情報保護」及び「調達情報」の6つのグローバル・メニューをコンパクトに配置し、更に、福利厚生事業等をピックアップして分かりやすくお知らせするとともに、新着情報を随時更新するなど利用者の利便性の向上を図りました。

また、ホームページを活用した効果的な情報発信を進めていくため、ホームページのリニューアルについて検討し、平成30年度から本格的に運用開始することとしました。



リニューアル後のホームページ（トップページ）

● **業務運営の状況**

広報誌「LMO」を発行するとともにホームページを用いた広報活動を推進しました。ホームページの運営にあたっては、利用者へのサービスの向上を図る観点から、「よくあるご質問」、「お問い合わせ」、「在日米軍従業員の相談窓口」等のリンクを設け、特に、「お問い合わせ」欄からの照会、要望等に対しては、関係部課等と調整を図りながら速やかに回答するなど、サービスの維持に努めました。

評 定： B

評 定理由： エルモの業務内容等について広く理解が深まるよう、広報誌を公共職業安定所（ハローワーク）及び地方公共団体等に配布し、また、ホームページを活用した広報活動を推進しました。

【自己評価結果】

評 定： B

評 定理由： 広報誌を年4回発行、公共職業安定所（ハローワーク）及び地方公共団体等へ配布し、ホームページを活用し業務内容を紹介する等、広く理解が深まるよう広報活動を推進しました。

(3) 保有資産に係る措置

【年度目標】

—その他業務運営に関する重要事項—

○保有資産に係る措置

- 各支部・分室について、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）を踏まえ、平成23年度に専門的知見を有する民間業者に調査・分析を委託し、その結果について検討した結果、機構としては、現状のまま保有・賃借を継続するという結論が得られた。平成29年度においても、引き続き、職員数に比して施設規模が過大でないかの検証、近傍類似物件の賃料調査・検証を実施し、検証結果に基づき、所要の措置を講ずること。

【事業計画】

—その他—

○保有資産に係る措置

- 各支部・分室について、職員数に比して施設規模が過大でないかの検証、近傍類似物件の賃料調査・検証を実施した上、駐留軍等労働者にとっての利便性、地域事情を総合的に勘案し、所要の措置を講ずる。

■ **支部・分室に係る調査・検証及び所要の措置の実施状況**

● **年度目標・事業計画の実施状況**

各支部・分室について、平成27年度から新たな体制に移行したことから、平成23年度の報告書を踏まえ、職員数に比して施設規模が過大ではないかの検証、近傍類似物件の賃料調査・検証を実施しました。

平成23年度における報告書の概要は、次のとおりです。

○支部・分室の見直しに係る調査・分析報告書（概要）

（平成23年12月）

- 職員に比して施設規模は過大ではないか
 - 三沢支部、座間支部、岩国支部、呉分室、佐世保支部
新営一般庁舎面積算定基準（官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議（平成15年3月20日決定））と比較して余剰面積はなく、現行面積は妥当。
 - 横田支部、横須賀支部、沖縄支部

余剰面積が発生しているが、来庁者の待合スペースやカウンターが専有部分に含まれていること等を勘案すると施設規模は過大ではない。

2 土地・建物の売却等を行い、賃貸ビルへの入居による経費の抑制を図ることはできないか

(1) 三沢支部、座間支部、岩国支部、佐世保支部
売却による収入や削減される将来の修繕・維持管理費よりも、今後見込まれる賃料等の費用が高額であり、現況のまま保有継続することが妥当。

(2) 横田支部、横須賀支部、呉分室、沖縄支部
現行賃料も概ね市場水準であり、借換えコストが多額になることから、移転による経費の抑制を図ることができない。

3 近傍に所在する地方防衛事務所等の庁舎に入居できないか
各地方防衛事務所等に移転できる余剰スペースはなく、入居することはできない。

職員数に比して施設規模が過大ではないかの検証については、平成29年度の支部・分室の職員数を平成23年度と比較し、職員数の増減を踏まえて、国土交通省が定めた基準（新営一般庁舎面積算定基準）より施設規模が過大となっているか否か検証を行いました。

検証の結果、横田支部、横須賀支部及び沖縄支部で余剰面積があると算出されたものの、当該各支部は管轄している駐留軍等労働者数も多く、説明会等に使用する会議室及び広めの受付カウンターを確保する必要があること等を踏まえると、現状の施設規模は過大ではないものと判断しました。

事務所の建物を賃貸借契約している横田支部、横須賀支部、京丹後支部、呉分室及び沖縄支部について、近傍類似物件の賃料等調査を行ったところ、現在契約している賃料が適正な額であり、また、土地価格算定の基準となる公示地価が上昇基調を強めていることに伴い、賃貸物件についても値上げが見込まれる中、賃料の減額交渉を行った結果の現状維持であることから、これ以上の賃料減額については厳しい状況であると判断しました。

事務所の建物を保有している三沢支部、座間支部、岩国支部及び佐世保支部については、現事務所周辺で同規模の賃貸物件を見つけることは困難な状況でした。

これらのことから、各支部・分室の資産の妥当性・必要性については、平成23年度と比較し特段の変更がないものと判断しました。

● **業務運営の状況**

各支部・分室について、職員数に比して施設規模が過大ではないかの検証、近傍類似物件の賃料調査・検証を行いました。組織改編により平成23年度と比較して職員数が減員となった支部もあったものの、駐留軍等労働者の窓口としての利便性や職員の業務上必要となる立地条件に合致すること等を踏まえ、支部・分室の資産の妥当性・必要性については特段の変更がないとし、これまでと同様に、現状のまま保有・賃借を継続することとしました。

【自己評価結果】

評 定： B
評 定 理 由： 職員数に比して施設規模が過大ではないかの検証、近傍類似物件の賃料調査・検証を行い、平成23年度の結論と同様となったことから、現状のまま保有・賃借を継続することとしました。

(4) 法人間共同調達の検討

【年度目標】

—その他業務運営に関する重要事項—

○法人間共同調達の検討

- ・ 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」に基づき、他の独立行政法人との消耗品等の共同調達を検討すること。

【事業計画】

—その他—

○法人間共同調達の検討

- ・ 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」に基づき、消耗品等の共同調達を実施することにより経費を節減できないか、引き続き他の独立行政法人との間で、調整・検討を実施する。

■ 他の独立行政法人との調整・検討の実施状況

● 年度目標・事業計画の実施状況

消耗品等の共同調達について、近傍に所在する他の独立行政法人との間で実施することにより経費を節減できないか、平成27年度は東京都港区、平成28年度は同千代田区に所在する独立行政法人と調整・検討を行いました。いずれの年度においても協力を得ることができず、港区及び千代田区内に所在する独立行政法人（20法人）との共同調達の実施は困難と判断しました。

平成29年度においては、東京都渋谷区ほか3区に対象範囲を広げ調整・検討を行いました。東京都渋谷区ほか3区に所在する他の独立行政法人は9法人であり、その全ての調達担当者に対して、消耗品等の共同調達の可能性について聴き取り及び調整を行いました。スケールメリットが小さいこと及び調達品目の相違、既に主務官庁内の他の独立行政法人又は他機関との共同調達を実施している等の理由により、東京都渋谷区ほか3区に所在する他の独立行政法人との共同調達の実施は、現状において困難と判断しました。

● 業務運営の状況

消耗品等の共同調達について、他の独立行政法人との間で実施することにより経費を節減できないか、調達方法及び検討状況等を聴き取り、調整・検討を行いました。

【自己評価結果】

評 定： B

評 定 理 由： 消耗品等の共同調達について、平成29年度においては対象範囲を広げ東京都渋谷区ほか3区に所在する他の独立行政法人との間で実施することにより経費を節減できないか、検討状況等を聴き取り、調整を行いました。スケールメリットが小さいこと及び調達品目の相違等の理由により共同調達の実施は困難と判断しました。

(5) 内部統制の推進

【年度目標】

—その他業務運営に関する重要事項—

○内部統制の推進

- ・ 機構の内部統制委員会の下、内部統制のモニタリングによる定期的な評価の実施や役職員の内部統制に対する意識向上を図る等、実効性のある内部統制システムの運用に努めること。
- ・ また、リスク管理委員会の下、リスク評価を定期的実施し、その結果を踏まえ所要の見直しを行うこと。

【事業計画】

—その他—

○内部統制の推進

- ・ 理事長を委員長とする内部統制委員会の下、内部統制のモニタリングによる定期的な評価の実施や役職員の内部統制に対する意識向上を図る等、実効性のある内部統制システムの運用に努める。
- ・ また、理事長を委員長とするリスク管理委員会の下、リスク評価を定期的実施し、その結果を踏まえ所要の見直しを実施する。

■ 内部統制に係る教育の実施

● 年度目標・事業計画の実施状況

内部統制に対するエルモ全体の意識向上を図るため、支部職員全員を対象に内部統制巡回講習を実施しました。実施に当たっては、支部職員が窓口対応等のため一度に全員が講習に参加できない実状を踏まえ、基本的に各支部2回実施することとし、10月からの支部業務の繁忙期及び各支部の要望を考慮し、9月から巡回講習を開始しました。

講習資料については、前年の講習資料をベースに、①法令等遵守だけでなく高い倫理観と良識をもって職務に当たる必要があること、②法令等を遵守することの重要性を上司、部下の双方に求められることに分けて説明するなど、法令等遵守の内容を充実させ、職員のコンプライアンス意識の向上を図るとともに、講習の中で具体的な事例を基に職員が自ら考え、他の支部職員と意見交換する内容とするなど、より職員の理解が深まるよう工夫しました。

● 業務運営の状況

内部統制巡回講習については、支部職員全員を対象に各支部2回実施しました。講習資料については、法令等遵守の内容を充実させるとともに、講習の中で具体的な事例を基に職員が自ら考え、他の支部職員と意見交換する内容とするなど、より職員の理解が深まるよう工夫しました。

評 定： B

評定理由： 内部統制巡回講習については、支部職員全員を対象に各支部2回実施しました。

講習資料については、法令等遵守の内容を充実させるとともに、講習の中で具体的な事例を基に職員が自ら考え、他の支部職員と意見を交換する内容とするなど、より職員の理解が深まるよう工夫しました。

■ 実効性のある内部統制システムの運用状況

● 年度目標・事業計画の実施状況

平成29年6月9日、理事長を委員長とする内部統制委員会（民間有識者である外部委員を含む。）を開催し、平成28年度における内部統制事項の実施状況及び評価並びに内部統制要領の改正及び内部統制巡回講習の計画について審議し、了承を得ました。

同委員会での審議結果を踏まえ、内部統制要領の改正を行うとともに、内部統制事項の実施状況及び評価については、グループウェアで全役職員が閲覧できるようにし、情報の共有を図るなど内部統制の推進に努めました。

● 業務運営の状況

内部統制委員会において、内部統制事項の実施状況及び評価並びに内部統制要領の改正及び内部統制巡回講習の計画について審議し、了承を得ました。

評 定： B

評定理由： 内部統制については、内部統制委員会において、内部統制事項の実施状況及び評価並びに内部統制要領の改正及び内部統制巡回講習の計画について審議し、了承を得ました。

同委員会での審議結果を踏まえ、内部統制要領の改正を行うとともに、内部統制事項の実施状況及び評価については、グループウェアで全役職員が閲覧できるようにし、情報の共有を図るなど内部統制の推進に努めました。

■ 的確なリスク管理

● 年度目標・事業計画の実施状況

平成29年6月9日、理事長を委員長とするリスク管理委員会（民間有識者である外部委員を含む。）を開催し、同委員会の下に置かれたリスク管理作業グループにおいて「制度改正等により新たなリスクが発生していないか」、「把握しているリスクの重要性が変動していないか」、「リスクの対応策（コントロール）について見直しの必要はないか」、との観点で検討したリスク分析表の見直し案について審議し、了承を得ました。見直されたリスク分析表については、グループウェアを活用し、全役職員が閲覧できるようにし、情報の共有を図りました。

● 業務運営の状況

リスク管理に当たっては、リスク管理委員会の下、リスク分析表の見直しについて審議し、了承を得ました。また、見直されたリスク分析表については、グループウェアを活用し全役職員へ周知することにより、リスクの発生防止等に努めました。

評 定： B

評定理由： リスク管理委員会を開催し、リスク分析表の見直し案について審議し、了承を得ました。

見直したリスク分析表については、グループウェアを活用し、全役職員が閲覧できるようにし、情報の共有を図りました。



内部統制委員会及びリスク管理委員会

【自己評価結果】

評 定： B

評定理由： 内部統制委員会を開催し、平成28年度における内部統制事項の実施状況等について審議し、了承を得ました。

また、同日にリスク管理委員会を開催し、リスク分析表の見直し案について審議し、了承を得ました。

両委員会での審議結果を踏まえ、内部統制要領の改正を行うとともに、委員会審議資料については、グループウェアを活用し、全役職員が閲覧できるようにし、情報の共有を図りました。

(6) 情報セキュリティの対策の推進

【年度目標】

—その他業務運営に関する重要事項—

○情報セキュリティの対策の推進

- ・ 政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を実施し、情報セキュリティの強化を図ること。

【事業計画】

—その他—

○情報セキュリティの対策の推進

- ・ 政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、情報セキュリティ対策基準を適時適切に見直すとともに、役職員のセキュリティ意識の向上を図るため、教育テキスト及び映像コンテンツを用いた教育、標的型攻撃メールに対応するための訓練及び教育を実施する。また、情報セキュリティ規程が遵守されていることを確認するための監督検査を実施する。

■ 情報セキュリティ対策基準の適時適切な見直し

● 年度目標・事業計画の実施状況

政府機関等の情報セキュリティ対策を実施するためのベースラインを規定した政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（以下「統一基準群」という。）が改定されたことを踏まえ、エルモの情報セキュリティ対策の現状との整合性等を検証しました。

● 業務運営の状況

エルモの情報セキュリティ対策基準（以下「対策基準」という。）については、これまで統一基準群の改正の都度、その内容を検証し、必要に応じて改正等を行ってきました。平成29年度は、対策基準と現行の統一基準群の規定内容を検証し、現行の対策基準は概ね適合していることを確認しました。

評 定： B

評定理由： 対策基準については、概ね適合していることを確認しました。

■ 情報セキュリティ教育訓練の実施

● 年度目標・事業計画の実施状況

教育テキスト、映像コンテンツを用いた個別教育及び標的型攻撃メールへの対処に特化した内容での巡回教育を実施しました。

また、標的型攻撃メールに対処するための訓練を実施しました。

● 業務運営の状況

情報システムを利用する役職員に対して、情報セキュリティ規程を遵守させ、また、情報セキュリティ対策の重要性等必要な知識を習得させるために、平成29年度情報セキュリティ教育訓練の実施計画（以下「実施計画」という。）を策定し、これに基づき、次の取組を行いました。

(1) 情報セキュリティ教育

独自に作成した教育テキスト及びeラーニングを活用した映像コンテンツを用いて、全役職員を対象にした教育を着実に実施し、当該教育の理解度等を確認するため、職員を対象とした情報セキュリティに関するミニテストを実施しました。

また、平成28年度に引き続き、職員の情報セキュリティに対する意識向上を図るため、端末起動時に、ミニテストで正答率の低かった問題の関連規程及び時宜に即した注意喚起を内容とするポップアップ表示を行いました。

また、標的型攻撃メールを受信した場合に、受信した職員がとるべき対処など

を中心に、支部職員全員に分かりやすく解説する形で教育を実施しました。

さらに、情報セキュリティ規程の遵守状況について、職員自らがチェックする自己点検を実施した結果、情報セキュリティに対して、高い意識を持って業務に取り組んでいることが確認できました。

(2) 情報セキュリティ訓練

実施計画に基づき標的型攻撃メールに対処するための訓練を2回実施しました。

この訓練では、添付ファイルを開封したり、マクロを実行することにより、情報を盗み出すウイルスを感染させるよう誘導する標的型メールが送付されたという想定をもとに、関連規定に基づいた対処が適切かつ迅速にできるかを主眼として実施しました。2回目の訓練においては、より職員の対処能力が向上するよう工夫し、実施しました。結果、対処率100%（25名中25名が適切に対処）を達成し、高い対処能力を確認できました。

本訓練では各個人端末の状況下で体験実施したことにより、職員各人が情報セキュリティの必要性をより現実的なものと捉え、訓練の必要性の理解及び対処意識の向上を図ることができました。また、昨年度実施した情報セキュリティ訓練結果より対処率が向上（昨年度対処率97.4%）しており、職員の情報セキュリティに対する意識が確実に浸透していることを確認できました。

評 定： A

評定理由： 教育テキスト、映像コンテンツを用いた個別教育及び標的型攻撃メールに特化した内容での巡回教育を行うとともに、標的型攻撃メールに対処するための訓練を実施し、対処率100%を達成しました。

これにより、職員の対処能力が向上し、情報セキュリティの強化が図られました。

■ 情報セキュリティ監督検査の実施

● 年度目標・事業計画の実施状況

情報セキュリティ規程が遵守されていることを確認するための監督検査を実施しました。また、情報システムに関するリスク管理の効果的な実施及び運用状況についての客観的な評価及び助言を得るため、システム監査を専門とする業者による監督検査を実施しました。

● 業務運営の状況

情報セキュリティ監督検査の実施計画を策定し、これに基づき、次のとおり着実に実施しました。

京丹後支部、佐世保支部及び沖縄支部を対象として、システムを利用して業務を遂行するに際し、システム運用及び情報の取扱い等に関して、情報セキュリティ規程を遵守していることを確認するための監督検査を実施しました。

また、システム監査を専門とする業者によるシステムのセキュリティ対策及び運用管理に関する検査を実施しました。応募システム※を中心に検査を行った結果、セキュリティの強化に関する意見が付されたため、情報セキュリティを確保するための必要な措置としてシステム改修を実施しました。

※ 応募システムとは、応募者の拡大と利便性の向上を図るため、沖縄支部を除く各支部においては求人情報の提供と応募受付を、沖縄支部においては応募者の事前募集の登録をインターネットにより行うためのシステムのこと

評 定： B

評定理由： 京丹後支部、佐世保支部及び沖縄支部を対象として、システム運用等に関する情報セキュリティ規程が遵守されていることを確認しました。

また、システムのセキュリティ対策及び運用管理に関する外部監督検査を行い、情報セキュリティを確保するためのシステム改修を実施しました。

【自己評価結果】

評 定： B

評定理由： 対策基準については、概ね適合していることを確認しました。
情報セキュリティに関する個別教育及び巡回教育並びに標的型攻撃メールに対処するための訓練の実施等により、職員の意識の向上と情報セキュリティの強化を図りました。
情報セキュリティ規程の遵守状況を確認するとともに、システムのセキュリティ対策及び運用管理に関する外部監督検査を行い、情報セキュリティの確保を図りました。

(7) 情報公開・個人情報の保護

【年度目標】

—その他業務運営に関する重要事項—

○情報公開・個人情報の保護

- ・ 「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第59号)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知及び教育を実施すること。

【事業計画】

—その他—

○情報公開・個人情報の保護

- ・ 「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第59号)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知及び教育を実施する。

■ 情報公開への適切な対応

● 年度目標・事業計画の実施状況

「独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の情報公開に関する規則(平成14年駐労規第41号)」を定め、保有する法人文書の開示を行っています。平成29年度の開示請求の実績は、0件でした。

● 業務運営の状況

法人文書の情報公開については、情報公開制度の趣旨を踏まえ、開示請求をしようとする方の利便性に配慮し、全国に9か所(本部及び各支部)の窓口を設置しています。

評 定： B

評定理由： 情報公開請求への適切な対応については、情報公開制度の趣旨を踏まえ、開示請求をしようとする方の利便性に配慮し、全国に9か所(本部及び各支部)の窓口を設置しています。

■ 個人情報の保護に関する周知及び教育の実施

● 年度目標・事業計画の実施状況

保有する個人情報の適切な管理に資するために「平成29年度個人情報保護教育研修計画」（個人情報保護・情報セキュリティ委員会決定）を定め、各種研修において職員の教育や、個人情報保護の現場責任者である各支部保護管理者等に対して、本部の個人情報の担当者が巡回教育を実施しました。

全役職員の使用するパソコン起動時にポップアップ画面を表示するなど、個人情報保護に係る周知を行いました。

● 業務運営の状況

個人情報の保護については、保有する個人情報を取り扱う職員に対し、個人情報に関する規程の遵守、また、個人情報の重要性、職責に応じた役割・責任など、個人情報の取扱いに対する意識の深化を図ることを目的に、教育を実施しました。

評 定： B

評定理由： 個人情報保護については、職員への周知を図るため、各種研修等で教育を行いました。
また、個人情報保護の現場責任者である各支部保護管理者等に対して、巡回教育を実施しました。

【自己評価結果】

評 定： B

評定理由： 情報公開請求への適切な対応については、情報公開制度の趣旨を踏まえ、開示請求をしようとする方の利便性に配慮し、全国に9か所（本部及び各支部）の窓口を設置しています。
個人情報保護については、各種研修等で教育を行うとともに、現場責任者である各支部保護管理者等に対して、巡回教育を実施しました。

第3章 財務諸表の要約

第4章 財務情報

第5章 事業に関する説明

第6章 事業等のまとめりとごとの予算・決算の概況

第3章 財務諸表の要約

① 貸借対照表 平成29事業年度財務諸表 (単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	243	流動負債	175
現金・預金等	195	未払金	122
その他	48	その他	52
固定資産	1,704	固定負債	887
有形固定資産	1,077	資産見返負債	841
無形固定資産	627	長期リース債務	47
投資その他の資産	0		
		負債合計	1,062
		純資産の部	金額
		資本金	849
		政府出資金	849
		資本剰余金	△69
		利益剰余金	105
		純資産合計	884
資産合計	1,946	負債純資産合計	1,946

注：貸借対照表以下の表（①～④）の計数は、四捨五入によっているので符合しない場合がある。

② 損益計算書 平成29事業年度財務諸表 (単位：百万円)

	金額
経常費用（A）	3,209
業務費	2,727
人件費	1,715
減価償却費	338
その他	674
一般管理費	475
人件費	376
減価償却費	11
その他	89
財務費用	7
経常収益（B）	3,265
運営費交付金収益	2,956
資産見返負債戻入	308
財務収益等	0
臨時損益（C）	0
その他調整額（D）	49
当期総利益（B－A－C＋D）	104

③ キャッシュ・フロー計算書 平成29事業年度財務諸表 (単位：百万円)

	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	108
商品又はサービスの購入による支出	△674
人件費支出	△2,088
運営費交付金収入	3,015
その他収入・支出	△144
II 投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	△86
III 財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	△41
IV 資金増加額 (または減少額) (D=A+B+C)	△19
V 資金期首残高 (E)	213
VI 資金期末残高 (F=D+E)	195

④ 行政サービス実施コスト計算書 平成29事業年度財務諸表 (単位：百万円)

	金額
I 業務費用	3,209
損益計算書上の費用	3,209
(控除) 自己収入等	0
II 損益外減価償却相当額	3
III 引当外退職給付増加見積額	△152
IV 引当外賞与見積額	3
V 機会費用	0
VI 行政サービス実施コスト	3,063

○財務諸表の科目

① 貸借対照表

現金・預金等	： 現金、預金、たな卸資産、前払費用、未収収益など
有形固定資産	： 土地、建物、構築物、車両運搬具、工具器具備品など独立行政法人が長期にわたって使用又は利用する有形の固定資産
その他の固定資産	： 有形固定資産以外の長期資産で、ソフトウェア、電話加入権、敷金など具体的な形態を持たない無形固定資産等が該当
資産見返負債	： 運営費交付金により償却資産を取得する場合に計上される負債等
長期リース債務	： ファイナンス・リース取引に係る債務残高のうち、1年を超えるもの
政府出資金	： 国からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成するもの
資本剰余金	： 国から現物出資された資産で独立行政法人の財産的基礎を構成するもの
利益剰余金	： 独立行政法人の業務に関連して発生した剰余金の累計額

② 損益計算書

業務費	： 独立行政法人の業務に要した費用
人件費	： 給与、賞与、法定福利費等、独立行政法人の職員等に要する経費
減価償却費	： 業務に要する固定資産の取得原価をその耐用年数にわたって費用として配分する経費
財務費用	： リース物品の利息相当額
運営費交付金収益	： 国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識した収益
資産見返負債戻入	： 資産見返負債の減価償却額等
臨時損失	： 固定資産の除却損等
臨時利益	： 固定資産の売却益
その他調整額	： 前事業年度繰越積立金の取り崩した額

- ③ キャッシュ・フロー計算書
 業務活動によるキャッシュ・フロー： 独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等が該当
- 投資活動によるキャッシュ・フロー： 将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産の売却等による収入・支出が該当
- 財務活動によるキャッシュ・フロー： リース債務の返済による支出
- ④ 行政サービス実施コスト計算書
 業務費用： 独立行政法人が実施する行政サービスのコストのうち、独立行政法人の損益計算書に計上される費用
- その他の行政サービス実施コスト： 独立行政法人の損益計算書に計上されないが行政サービスの実施に費やされたと認められるコスト
- 損益外減価償却相当額： 償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産の減価償却費相当額（損益計算書には計上していないが、累計額は貸借対照表に記載されている）
- 損益外減損損失相当額： 独立行政法人が中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額（損益計算書には計上していないが、累計額は貸借対照表に記載されている）
- 損益外除売却差額相当額： 償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の確保が予定されないものとして特定された資産の除却額等
- 引当外退職給付増加見積額： 財源措置が運営費交付金により行われることが明らかな場合の退職給付引当金増加見積額（損益計算書には計上していないが、仮に引き当てた場合に計上したであろう退職給付引当金見積額を貸借対照表に注記している）
- 引当外賞与見積額： 財源措置が運営費交付金により行われることが明らかな場合の賞与引当金見積額（損益計算書には計上していないが、仮に引き当てた場合に計上したであろう賞与引当金見積額を貸借対照表に注記している）
- 機会費用： 国又は地方公共団体の財産を無償又は減額された使用料により賃貸した場合の本来負担すべき金額などが該当

第4章 財務情報

1 財務諸表に記載された事項の概要

(1) 経常費用、経常収益、当期総損益、資産、負債、キャッシュ・フローなどの主要な財務データの経年比較・分析

- ① 経常費用
平成29年度の経常費用は3,209百万円、前年度比24百万円減(0.7%減)となりました。これは、福利厚生関係費が90百万円減となったことが主な要因です。
- ② 経常収益
平成29年度の経常収益は3,265百万円、前年度比22百万円減(0.7%減)となりました。これは、運営費交付金収益が前年度比34百万円減となったことが主な要因です。
- ③ 当期総利益
平成29年度の当期総利益は104百万円、前年度比3百万円増(3.2%増)となりました。
- ④ 資産
平成29年度末現在の資産合計は1,946百万円、前年度比312百万円減(13.8%減)となりました。これは、ソフトウェアが229百万円減(26.8%減)となったことが主な要因です。
- ⑤ 負債
平成29年度末現在の負債合計は1,062百万円、前年度比313百万円減(22.7%減)となりました。これは、資産見返運営費交付金の252百万円減(23.1%減)が主な要因です。
- ⑥ 業務活動によるキャッシュ・フロー
平成29年度の業務活動によるキャッシュ・フローは108百万円、前年度比40百万円減(26.8%減)となりました。
- ⑦ 投資活動によるキャッシュ・フロー
平成29年度の投資活動によるキャッシュ・フローはマイナス86百万円、前年度比7百万円増(7.6%増)となりました。
- ⑧ 財務活動によるキャッシュ・フロー
平成29年度の財務活動によるキャッシュ・フローはマイナス41百万円、前年度比7百万円減(19.5%減)となりました。

主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
経常費用	2,969	3,033	3,331	3,233	3,209
経常収益	3,125	3,185	3,395	3,287	3,265
前事業年度繰越積立金取崩額	—	—	—	48	49
当期総利益	122	152	62	101	104
資産	1,766	2,126	2,455	2,258	1,946
負債	409	621	1,608	1,374	1,062
利益剰余金	566	718	62	102	105
業務活動によるキャッシュフロー	69	310	597	148	108
投資活動によるキャッシュフロー	△ 58	△ 56	△1,322	△ 93	△ 86
財務活動によるキャッシュフロー	△ 27	△ 25	△29	△ 34	△ 41
資金期末残高	717	946	193	213	195

(2) セグメント事業損益の経年比較・分析（内容・増減理由）

平成29年度の事業損益は56百万円、前年度比2百万円増（3.9%増）となりました。なお、セグメントごとの経年比較は次の表のとおりです。

事業損益の経年比較（区分経理によるセグメント情報）

（単位：百万円）

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
労務管理	24	28	13	△29	△8
給 与	26	46	15	40	27
福利厚生	40	58	33	29	24
法人共通	33	20	3	13	14
合 計	122	152	64	54	56

注：1 計数は、四捨五入によっているので符合しない場合がある。

注：2 平成25年度～26年度の事業損益は、臨時利益及び臨時損益を含む。

(3) セグメント総資産の経年比較・分析（内容・増減理由）

平成29年度末現在の資産合計は1,946百万円、前年度比312百万円減（13.8%減）となりました。これは、ソフトウェアが229百万円減（26.8%減）となったことが主な要因です。

なお、セグメントごとの経年比較は次の表のとおりです。

総資産の経年比較（区分経理によるセグメント情報）

（単位：百万円）

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
労務管理	298	287	654	505	509
給 与	375	428	728	646	556
福利厚生	342	415	823	841	644
法人共通	751	996	251	266	237
合 計	1,766	2,126	2,455	2,258	1,946

注：計数は、四捨五入によっているので符合しない場合がある。

(4) 行政サービス実施コスト計算書の経年比較・分析（内容・増減理由）

平成29年度の行政サービス実施コストは3,063百万円、前年度比137百万円減（4.3%減）となりました。これは、引当外退職給付増加見積額が減少したことが主な要因です。

行政サービス実施コストの経年比較

（単位：百万円）

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
業務費用	3,002	3,032	3,333	3,233	3,209
うち損益計算書上の費用	3,003	3,033	3,333	3,234	3,209
うち自己収入	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	0
損益外減価償却相当額	3	3	3	3	3
損益外除売却差額相当額	-	-	0	0	-
損益外減損損失相当額	-	-	-	1	-
引当外退職給付増加見積額	△172	△264	△39	△42	△152
引当外賞与見積額	2	33	5	6	3
機会費用	5	3	-	1	0
（控除）法人税等及び国庫納付額	-	-	-	-	-
行政サービス実施コスト	2,839	2,806	3,302	3,201	3,063

注：計数は、四捨五入によっているので符合しない場合がある。

2 重要な施設等の整備等の状況

- ①平成29年度中に完成した主要施設等
 - ②平成29年度において継続中の主要施設等の新設・拡充
 - ③平成29年度中に処分した主要施設等
- は、いずれもありません。

3 予算及び決算の概要

予算・決算額の推移

(単位：百万円)

区 分	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
運営費交付金	3,141	3,013	3,290	3,193	4,330	4,271	3,092	3,038	3,015	2,958

4 経費の削減及び効率化に関する目標及びその達成状況

平成29年度は、物件費において各種経費の計画的・効率的執行と併せ、地道な節約努力により、機構運営関係費で平成28年度を基準として3.1%の縮減となり、事業計画に定める縮減率3%を達成しました。

また、物件費の見直しに当たり、経費節減への取組について本部内及び各支部に周知したほか、計画・進捗状況について、各四半期毎に予算の執行状況の確認を行ったところ、不要不急などの不適正な経費の執行は見当たりませんでした。平成29年度における経費節減に係る具体的な取組としては、本部が一括調達としている事務用消耗品の仕様見直しを行い、経費の抑制を行いました。

主務省令期間における機構運営関係費の推移※

(単位：百万円)

区分	主務省令期間									
	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	金額	前年度 比率	金額	前年度 比率	金額	前年度 比率	金額	前年度 比率	金額	前年度 比率
機構運営関係費	459	92%	435	91%	426	97%	—	—	—	—

※ 人件費及び特殊要因を除く。

※ 金額は、決算額である。

第5章 事業に関する説明

1 財源の内訳

平成29年度における経常収益は3,265百万円、その内訳は、運営費交付金収益2,956百万円（収益の90.5%）、資産見返負債戻入308百万円（収益の9.5%）、財務収益及び雑益0.5百万円（収益の0.01%）となりました。これを各セグメントごとに区分すると、

- ① 労務管理の実施に関する業務等
 - 運営費交付金収益 584百万円（収益の17.9%）
 - 資産見返負債戻入 97百万円（収益の3.0%）
- ② 給与の支給に関する業務等
 - 運営費交付金収益 759百万円（収益の23.2%）
 - 資産見返負債戻入 101百万円（収益の3.1%）
- ③ 福利厚生の実施に関する業務等
 - 運営費交付金収益 1,123百万円（収益の34.4%）
 - 資産見返負債戻入 104百万円（収益の3.2%）
- ④ 法人共通
 - 運営費交付金収益 490百万円（収益の15.0%）
 - 資産見返負債戻入 6百万円（収益の0.2%）
 - 財務収益及び雑益 0.5百万円（収益の0.01%）

です。

2 財務情報及び業務の実績に基づく説明

国（防衛省）から交付される運営費交付金を財源としており、平成29年度においては、3,015百万円の交付がありました。

労務管理、給与及び福利厚生それぞれの業務及び費用は以下のとおりであり、法人共通の費用である一般管理費は475百万円でした。

- ① 労務管理業務
労務管理業務は、駐留軍等及び諸機関に必要な労働力の確保を図るため、米軍基地で勤務を希望する方の募集に関する業務や採用、退職等の人事の事務等の業務を行う業務で、当該業務に要した経費は、業務費690百万円です。
- ② 給与業務
給与業務は、駐留軍等労働者の毎月の給与、夏季手当・年末手当、退職手当及び旅費の計算業務等を行う業務で、当該業務に要した経費は、業務費834百万円です。
- ③ 福利厚生業務
福利厚生業務は、駐留軍等労働者に対する福利厚生事業として、ほう賞金の支払、制服及び保護衣の購入・貸与等を行う業務で、当該業務に要した経費は、業務費1,203百万円です。

第6章 事業等のまとめりの予算・決算の概況

(単位：百万円)

区 分	労務管理業務				給与支給業務			
	予算額	決算額	差 額	備考	予算額	決算額	差 額	備考
収入								
運営費交付金	602	602	-		778	778	-	
その他収入	-	0	0		-	0	0	
計	602	602	0		778	778	0	
支出								
基地従業員関係費	11	11	0		1	2	0	
機構運営関係費	592	601	△10		776	752	24	
うち 人件費	503	495	9		643	609	34	
物件費	88	106	△18		133	142	△10	
計	602	612	△10		778	753	24	

区 分	福利厚生業務				法 人 共 通			
	予算額	決算額	差 額	備考	予算額	決算額	差 額	備考
収入								
運営費交付金	1,145	1,145	-		490	490	-	
その他収入	-	0	0		-	0	0	
計	1,145	1,145	0		490	490	0	
支出								
基地従業員関係費	402	362	40		-	-	-	
機構運営関係費	744	760	△16		490	470	19	
うち 人件費	623	610	13		384	376	8	
物件費	120	150	△29		106	95	11	
計	1,145	1,122	24		490	470	19	

区 分	合 計			
	予算額	決算額	差 額	備考
収入				
運営費交付金	3,015	3,015	-	
その他収入	-	0	0	
計	3,015	3,015	0	
支出				
基地従業員関係費	414	374	39	
機構運営関係費	2,601	2,583	18	
うち 人件費	2,154	2,090	64	
物件費	447	493	△47	
計	3,015	2,958	57	

注：計数は、四捨五入によっているので符合しない場合がある。

第7章 事業計画以外の業務実績等

1 政府方針への対応

(1) 公益法人等に対する会費の見直しについて

「平成23年度業務実績評価の具体的取組について」に基づく措置

【「平成23年度業務実績評価の具体的取組について」(抜粋)

(平成24年5月21日政策評価・独立行政法人評価委員会)

- ・ 公益法人等に対する会費の支出について、「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」(平成24年3月23日行政改革実行本部決定)で示された観点を踏まえた見直しを促すアプローチ

【「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」(抜粋)

(平成24年3月23日行政改革実行本部決定)

独立行政法人からの高額・不明朗な支出が公益法人等に対する会費という名目・形式により行われているのではないかと、との指摘がこれまでになされていることを踏まえ、その適正化・透明性を強化する観点から、平成24年度以降、以下の見直しを行うこととし、各大臣は所管する独立行政法人に対し、下記の事項を徹底するものとする。

記

- ・ 独立行政法人の業務の遂行のために真に必要なものを除き、公益法人等への会費(名目の如何を問わず会費に類する支出を含む。)の支出は行わない。
- ・ 真に必要な会費の支出を行う場合であっても、必要最低限のものとし、支出する額がそれにより得られる便益に見合っているかについて精査する。
- ・ 各独立行政法人は、会費を支出しようとするときは、以下の観点から必要性を厳格に精査し、支出の是非を判断する。
 - * 当該独立行政法人の目的・事業に照らし、会費を支出しなければならない必要性が真にあるか。
 - * 当該独立行政法人に、会費の支出に見合った便益が与えられているか。
 - * 会費を支出する場合であっても、金額・口数・種別等が必要最低限のものとなっているか。
- ・ 各独立行政法人の監事は、会費の支出について、本見直し方針の趣旨を踏まえ十分な精査を行う。

「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」(行政改革実行本部決定)を受け、適正化・透明性を強化する観点から平成24年5月に指針を定め、会費を支出する必要性が真にあるものに対し、必要最低限の金額を支出することとしました。

平成29年度に会費を支出したものについては、支出先、名目・趣旨、支出金額等を四半期毎に防衛省に報告し、点検を受けているところであり、同決定において公表の対象となっている年10万円以上のものについては、内外情勢調査会会費(259,200円)1件をホームページに公表しました。

なお、その他の会費支出は、人事行政に関する研修会への賛助会費(10,000円)の1件です。

(2) 公益法人に対する支出の公表・点検について

「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」に基づく措置

【「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」(抜粋)

(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)

- ・ 各府省は、所管する独立行政法人に対して公益法人*に対する支出状況の公表を行うよう要請する。公表すべき内容は以下のとおり。
- ・ 独立行政法人からの契約による支出状況
- ・ 独立行政法人からの契約以外の支出状況
- ・ 各府省は、所管する独立行政法人に対して、公表された支出について毎年度点検し、必要な見直しを行うよう要請する。

※ 特例民法法人及び公益社団・財団法人のうち国所管のものをいう。

公益法人に対する支出状況の公表状況及び公益法人に対する支出の点検・見直し状況

公益法人に対する支出について、契約の相手方、契約内容、契約金額等を、毎月、ホームページに公表しています。また、点検・見直しを行い、その結果をホームページに公表することとしております。

平成29年度の公益法人に対する支出については、契約によるもの及び契約以外のものともに該当はありませんでした。

なお、平成29年度における国所管の公益法人への支出の点検・見直しについては、該当がない旨をホームページに公表しました。

2 監査

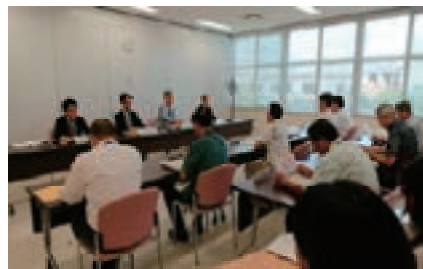
(1) 監事監査の実施

監事は、通則法第19条第4項及び第38条第2項に基づき、業務を監査し、その監査報告を作成しています。

監事監査は、監事が本部及び各支部において実施する監査であり、業務の適正かつ効率的な運営に資するとともに、会計経理の適正を期することを目的とし、業務がその目的を達成するために合理的かつ効率的に運営されているか、会計に関する事務処理の法令等に従い適正に行われているかの観点に立ち、監査します。

平成29年度の監事監査は、次の事項を重視事項として定めた「平成29事業年度監事監査計画書」に基づき、書面による方法及び実地による方法により行いました。

- (1) 業務運営の効率化
- (2) 財務の状況
- (3) 駐留軍等労働者に関する業務の状況
- (4) 人事管理の状況
- (5) 保有資産の措置状況
- (6) 内部統制等の状況
- (7) 理事長の意思決定の状況
- (8) 情報公開・個人情報の保護に関する業務の状況
- (9) 法人間共同調達の検討状況
- (10) 機構の広報活動の状況



監事監査（沖縄支部）

また、当該監査の実施に当たって、特に留意した点は次のとおりです。

- ① 本部においては、リスク評価とその対応状況を含む内部統制の実施状況及び理事長の意思決定の状況を注視するとともに、駐留軍等労働者に関する業務の状況及び財務の状況等
- ② 支部においては、マルチ的事務処理体制の運営状況及び業務の平準化への取組状況を注視するとともに、駐留軍等労働者へのサービス向上の観点から、多様な事業を実施している福利厚生事業の状況を中心に、証明書に係る書類の作成作業及び給与計算等のシステムへの入力作業の状況についても注視した労務管理・給与・福利厚生等の3つの業務全般
- ③ 支部の人材育成に関する取組状況

監事は、監査の実施に当たり、内部監査を実施する評価・監査役と緊密な連携を保ちつつ、内部監査計画及び監査結果を実効的に活用するとともに、これまでの監査結果を踏まえ、あらかじめ担当部署から聴取すべきポイントを絞り込んだ上で監査に臨むなど、効率的かつ精確な監査の実施に努めました。

監事監査（実地監査）の実施状況

監査区分	被監査部署名	監査実施日
業務監査及び 会計監査	本部	平成29年 6月 1日・ 2日
	横須賀支部	平成29年 8月24日～26日
	座間支部	平成29年 8月29日・30日
	沖縄支部	平成29年10月25日～27日
	本支部	平成29年12月 6日・ 7日
	岩国支部	平成30年 1月17日～19日

監事は、監査の結果を記載した監事監査報告を作成し、理事長等に手交の上その内容を説明するとともに、定例的に行う会議の場を活用し、監査の結果から得た留意すべき点について役職員に周知しました。

また、グループウェアに当該報告を掲示し、誰もが適時に閲覧できる環境を整えることで、留意すべき点の認識への定着及び業務の参考とすることができるようになりました。

なお、平成29年度に実施した監事監査の結果において、通則法第19条第9項に基づき理事長又は防衛大臣に提出する意見並びに同法第19条の2に基づき理事長及び防衛大臣へ報告する事項はありませんでした。

○平成29事業年度監事監査報告（概要）

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項に基づき、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（以下「機構」という。）の平成29事業年度（平成29年4月1日～平成30年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

監事は、監査計画に基づき、理事長、理事、内部監査部門その他職員（以下「役職員」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、特に重点をおいて監査する項目（重視事項）を設定し、役員等会議、連絡会議、支部長会議その他機構の業務に関する重要な会議に出席し、役職員からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、本部及び支部において業務、財産の状況等及び防衛大臣に提出する書類を調査した。

また、通則法、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法（平成11年法律第217号）又は他の法令に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

- 1 実地による監査対象部署
- 2 重視事項

II 監査結果

- 1 全般的事項

- 2 前年度主要課題の措置状況
- 3 業務運営の効率化
- 4 財務の状況
- 5 駐留軍等労働者に関する業務の状況
- 6 人事管理の状況
- 7 保有資産に係る措置の状況
- 8 内部統制等の状況
- 9 理事長の意思決定の状況
- 10 情報公開・個人情報保護に関する業務の状況
- 11 法人間共同調達の検討の状況
- 12 機構の広報活動の状況

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

- 1 給与水準
- 2 保有資産の見直し

Ⅳ 全般的な結果又は意見

上記の監査結果のとおり、機構の業務が、理事長等の指示・指導の下、法令等に従い適正に実施され、年度目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認められる。

また、通則法第19条第9項に基づき理事長又は防衛大臣に提出する意見並びに同法第19条の2に基づき理事長及び防衛大臣へ報告する事項もない。

※ 詳細については、ホームページ (<https://www.lmo.go.jp/>) をご覧ください。

(2) 内部監査の実施

評価・監査役は、内部監査規則に基づき、業務の全般にわたって監査し、監査結果については、監査ごとに洗い出された問題点とその現状、事実関係、必要に応じて、是正又は改善を要する事項等を示した監査報告書を作成し、理事長に報告しています。

内部監査は、評価・監査役が本部及び各支部において実施する監査であり、業務の実態及び財産の状況を的確に把握し、業務の適正かつ効率的な運営に資するとともに、会計経理に適正を期することを目的とし、その目的を達成するために業務運営及び会計経理の処理状況が適正かつ効率的に行われているかの観点に立ち、監査します。

また、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、事務事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、適正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、「平成29年度独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構調達等合理化計画（以下「調達等合理化計画」という。）を定めています。

調達等合理化計画の「3. 調達に関するガバナンスの徹底」において、適切な契約手続の観点から各契約責任者が締結した契約ごとの見積書の徴取状況等について、内部監査計画に基づき評価・監査役が実地により監査を行うこととしています。

さらに、評価・監査役は、内部統制委員会における監視委員としての役割も担っており、委員長（理事長）の指示により、内部監査をもって内部統制のモニタリングも実施しています。

平成29年度の内部監査は、次の事項を重視事項として定めた「平成29年度内部監査計画」に基づき、書面及び実地により行いました。

- (1) 業務運営の効率化
- (2) 財務の状況
- (3) 駐留軍等労働者に関する業務の状況
- (4) 人事管理の状況
- (5) 保有資産の措置状況
- (6) 内部統制等の状況
- (7) 情報公開・個人情報の保護に関する業務の状況
- (8) 法人間共同調達の検討状況
- (9) 機構の広報活動の状況



内部監査（本部）

評価・監査役は、監査の実施に当たり各業務が関係規則、通達等に基づき適正に実施されているか、各関係書類の抽出点検、担当部署からの説明聴取等の方法により、業務全般にわたって監査するとともに、監事と緊密な連携を図り、監事監査の結果も参考としました。

内部監査（実地監査）の実施状況

監査区分	被監査部署名	監査実施日
業務監査及び 会計監査	本部	平成29年 6月 1日・ 2日
	三沢支部	平成29年 7月19日～21日
	横田支部	平成29年 8月24日・25日
	京丹後支部	平成29年11月16日・17日
	本部	平成29年12月 6日・ 7日
	佐世保支部	平成30年 2月14日～16日

当該監査において、業務運営の効率化及び人件費を含む経費の縮減については、計画的に取り組んでおり、契約業務（随意契約の適正化等）については、一般競争入札への移行、随意契約審査委員会の運営等が適切に実施されていたことを確認しました。調達等合理化計画における取組としても、見積書の徴取、予定価格の積算及び決定、入札の事務手続、給付完了確認等を書面及び実地により監査した結果、適正に実施されており、契約金額、予定価格、落札率等の契約に関する情報等について、適切に公表が行われており、今後も継続的に検討・努力していくこととしています。

また、内部統制の実施については、定例会議開催による業務の進捗状況の確認、各種通知等の周知による情報の共有化及び共通認識の保持が図られていたことを確認しました。

なお、平成29年度に実施した内部監査の結果において、特筆すべき是正又は改善を要する事項はありませんでした。

3 法人の長等の業務運営状況

○理事長

理事長は、事業計画に定めた業務運営の効率化及び経費の縮減並びに駐留軍等労働者の雇入れ、提供、給与及び福利厚生などの労務管理等事務の円滑かつ確実な実施を達成するため、先頭に立ってマネジメントを発揮してきました。

平成29年度においても、駐留軍等労働者へのサービス及び業務運営の効率化、その他の業務の質の向上に関する各種施策の推進など、確実かつ安定的な業務運営に努めるため、役職員に対し、適宜、業務の進捗を報告させ、指示を行うとともに、組織の方針を自ら決定し、意思統一を図り、法人の長としての指導力を遺憾なく発揮しました。



支部長会議における理事長指示

具体的には、

- ①（業務運営の効率化について）
平成27年7月の組織改編による業務運営への影響等の把握と業務フローコスト分析の結果を踏まえ、3つの業務改善策について検討又は実施させたこと
- ②（基地内臨時窓口の設置について）
基地内臨時窓口設置に関する今後の方向性を決定するため、試行的実施結果の分析を行うとともに、駐留軍等労働者のニーズを踏まえ、支部業務への影響を検討し、平成30年4月から横田基地内において臨時窓口を設置することを決定したこと
- ③（健康管理室の設置について）
駐留軍等労働者の健康保持増進を目的として、平成22年度から順次各支部に設置している健康管理室について、平成30年度から横田基地及び横須賀海軍施設内に設置することを決定したこと
- ④（次期システム更新の在り方の検討について）
在日米従業員管理システム等の次期換装（平成32年度）に向けて、システム更新の在り方について検討を行い、その結果を公表したこと

○理事

理事は、理事長を補佐し、業務を掌理する者であり、常勤理事と非常勤理事を置いてい

ます。

両理事は、それぞれの業務に携わる職員が計画的かつ効率的に事務を遂行できるよう、各部の業務調整及び運用実施の整理に努め、特に理事長の示す業務運営の方針を的確に理解し、それがエルモ内で確実に反映されるよう、具体的な実現方法を指示することによって、理事長の運営方針に係る定見と業務運営に齟齬がなく円滑に進められるよう常に眼を配り、組織の取りまとめに尽力しました。

○監 事

監事は、監事監査として、

① 年度目標及び事業計画に基づき実施される業務がその目的を達成するために合理的かつ効率的に運営されているかどうかを監査する業務監査

② 会計に関する事務処理が法令等に従い適正に行われているかどうかを監査する会計監査について監査計画に基づき実施し、その監査結果を理事長及び防衛大臣に提出しました。

また、監査では、役職員に対し、業務の執行に関して、資料の提出及び説明を求め、必要に応じて助言又は指導などを行い、業務の適正かつ効率的な運営に資するとともに、会計経理の適正化を期するよう努めました。

さらに、法人の長とは独立した立場から、内部統制の整備及び運用状況を監視し、その検証に努め、役職員に対しては、一般の方にも分かりやすい説明となるよう常に心掛けて対応することを求めました。

参 考

平成29年度業務実績に関する項目別自己評価結果一覧表

事業計画（各項目）	評価指標	自己評価		参照ページ
		指標	項目	
第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置				
1 駐留軍等労働者の雇入れ、提供及び労務管理の実施に関する業務				
駐留軍等労働者の雇入れ、提供及び労務管理の実施に関する業務（在日米軍からの労務要求書の受理、募集及び人事措置通知書の交付等）を円滑かつ確実に実施する。	・労務管理業務の実施状況	B	B	14
在日米軍からの労務要求に対し、労務要求書受領後1箇月以内に資格要件を満たす者を在日米軍に紹介する率について、以下の措置を講ずることにより、90%以上の維持に努める。	・労務要求書受領後1箇月以内に資格要件を満たす者を在日米軍に紹介する率:90%以上【主な定量的指標】	B		17
ア ポスターを作成し、公共職業安定所、学校及び主要駅等に掲示する。 （平成29年度ポスター作成予定枚数：6,600枚）	・募集の周知活動におけるメディア等の活用	B		18
イ パンフレットを作成し、地方公共団体及び学校等に配布するとともに、採用希望者への説明に活用する。 （平成29年度パンフレット作成予定部数：22,300部）				
ウ 求人情報誌、ラジオ等のメディアを活用する。				
エ 在日米軍が求める高度な技術力を有する優秀な人材確保のため、大学等の訪問や企業説明会への参加を推進する。	・大学等訪問及び企業説明会への参加推進状況	B		20
オ 応募者に対して実施したアンケート調査の効果を検証し、その結果を踏まえより効果的な募集施策を検討及び実施するとともに、引き続きアンケート調査を実施する。	・アンケート調査の効果を検証及び検証結果を踏まえた募集施策の検討・実施	B		21
2 駐留軍等労働者の給与の支給に関する業務				
駐留軍等労働者の給与の支給に関する業務（給与、旅費に係る計算及び書類作成等）を円滑かつ確実に実施する。	・給与業務の実施状況	B	B	24
防衛省の行政施策の企画立案に資するため、防衛省からの求めに応じ、「駐留軍等労働者給与等実態調査」等の駐留軍等労働者の給与に係る調査及び分析並びに改善案の作成を行い、防衛省に提示する。	・給与に係る調査及び分析並びに改善案の作成、防衛省への提示状況【主な指標】	B		26
3 駐留軍等労働者の福利厚生の実施に関する業務				
駐留軍等労働者の福利厚生の実施に関する業務（制服及び保護衣の購入・貸与、退職準備研修の実施、成人病予防健康診断の実施、心の健康に係る相談、業務災害を受けた者等への特別看護金の支給、社会保険の手続及び定期健康診断・ストレスチェック・永年勤続表彰の計画及び実施支援等）を円滑かつ確実に実施する。	・福利厚生業務の実施状況	B	B	28
退職準備研修について、過去の受講者に対するアンケート調査結果の分析・検証を行った上で年間の研修計画を作成し、効果的な実施を図ることにより、アンケート調査結果の満足度が90%以上となるよう努める。	・退職準備研修における受講者の満足度:90%以上【主な定量的指標】	B		32
	・退職準備研修のアンケート調査結果の分析及び効果の検証状況	B		32
	・検証を踏まえた研修計画の作成及び効果的な実施の状況	B		32
基地内臨時窓口の設置に関する、今後の方向性については、駐留軍等労働者のニーズ及び平成28年度の検討結果を踏まえ、支部業務への影響を勘案し決定する。	・基地内臨時窓口の設置に関する今後の方向性の決定状況	B		34
第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置				
1 業務の効率化・組織改編				
(1) 業務の効率化については、平成27年7月の組織改編による業務運営への影響等を的確に把握するとともに、業務フロー・コスト分析の結果を踏まえつつ、今後の方向性を検討する。	・業務効率化の今後の方向性の検討状況		B	36
(2) 在日米軍従業員管理システム等について、運用管理・保守体制を維持し、安定的な稼働（システム稼働率：99.9%以上）を確保する。	・システムの安定的な稼働の確保状況【主な定量的指標】	A	A	37
また、次期システムへの更新に関しては、多額の費用を要さないシステム更新の在り方について、平成28年度の検討内容を踏まえ、引き続き検討を行い、結果を公表する。	・次期システム更新の在り方の検討及び結果の公表状況	B		38
2 調達等合理化の取組の推進				
「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することにより、調達等合理化の取組を推進する。	・調達等合理化計画の取組の推進状況【主な指標】	B	B	40
また、契約の適正性・透明性を確保するため、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号）等に基づき、予定価格が一定金額以上の契約について、契約の相手方、契約金額、予定価格等の情報をホームページにおいて公表する。	・予定価格が一定金額以上の契約についての公表状況	B		41
第3 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画				
機構運営関係費（人件費を除く。）について、平成28年度を基準として3%の縮減を図る。ただし、特殊要因を除く。	・機構運営関係費の縮減状況（平成28年度を基準とした縮減割合）【主な定量的指標】	B	B	42
また、物件費については、計画的・効率的に執行し、経費節減の余地が	・物件費の自己評価の実施状況及び適切な見直	B		42

参考

ないかについて自己評価を毎四半期に行った上で、適切な見直しを行う。 別紙1から別紙3までのとおり。	しの実施状況			
第4 短期借入金の限度額				
短期借入金の限度額は3億円とし、運営費交付金の受入れが遅延する場合や予想外の退職手当の支給等に用いるものとする。	・短期借入金の使用状況			45
第5 その他主務省令で定める業務運営に関する事項				
1 施設及び設備に関する計画				
なし				
2 人事に関する計画				
(1) 円滑かつ確実な業務処理を行うため、人員の適正な配置に努める。	・円滑な業務処理に配慮した人員の適正な配置状況【主な指標】		B	45
(2) 年間の研修に係る計画を作成し、職員養成研修等の着実な実施を図る。	・年間の研修計画の作成及び研修の実施状況		B	46
3 積立金の使途				
平成28年度繰越積立金は、平成28年度以前に取得し平成29年度へ繰り越した棚卸資産、前払費用等の費用に充当する。	・繰越積立金の充当状況		B	48
第6 その他				
1 給与水準の適正化等				
機構の役職員の給与水準について、国家公務員の給与水準も考慮し、役職員給与の在り方を検証した上で、役員報酬規則、役員退職手当規則及び職員給与規則の適切な見直しを行い、その適正化に取り組む。 また、検証結果及び取組状況をホームページにおいて公表する。	・役員給与の在り方の検証、規則の適切な見直しの実施及び適正化の取組状況【主な指標】 ・役員給与の在り方の検証結果及び適正化の取組状況の公表状況	B	B	48 50
2 機構の広報活動				
機構の業務内容等について広く理解が深まるよう、広報誌のハローワーク及び地方自治体等への配布、ホームページの活用等により、広報活動を推進する。	・広報誌の発行(年4回以上)【主な定量的指標】 ・広報活動の推進状況	B	B	51 52
3 保有資産に係る措置				
各支部・分室について、職員数に比して施設規模が過大でないかの検証、近傍類似物件の賃料調査・検証を実施した上、駐留軍等労働者にとっての利便性、地域事情を総合的に勘案し、所要の措置を実施する。	・支部・分室に係る調査・検証及び所要の措置の実施状況		B	53
4 法人間共同調達の検討				
「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」に基づき、消耗品等の共同調達を実施することにより経費を節減できないか、引き続き他の独立行政法人との間で、調整・検討を実施する。	・他の独立行政法人との調整・検討の実施状況		B	55
5 内部統制の推進				
理事長を委員長とする内部統制委員会の下、内部統制のモニタリングによる定期的な評価の実施や役職員の内部統制に対する意識向上を図る等、実効性のある内部統制システムの運用に努める。 また、理事長を委員長とするリスク管理委員会の下、リスク評価を定期的実施し、その結果を踏まえ所要の見直しを実施する。	・内部統制に係る教育の実施【主な指標】 ・実効性のある内部統制システムの運用状況 ・的確なリスク管理	B	B	56 56 57
6 情報セキュリティの対策の推進				
政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、情報セキュリティ対策基準を適時適切に見直すとともに、 役職員のセキュリティ意識の向上を図るため、教育テキスト及び映像コンテンツを用いた教育、標的型攻撃メールに対応するための訓練及び教育を実施する。 また、情報セキュリティ規程が遵守されていることを確認するための監督検査を実施する。	・情報セキュリティ対策基準の適時適切な見直し ・情報セキュリティ教育訓練の実施【主な指標】 ・情報セキュリティ監督検査の実施	B	B	58 58 59
7 情報公開・個人情報の保護				
「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第59号)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知及び教育を実施する。	・情報公開への適切な対応 ・個人情報の保護に関する周知及び教育の実施【主な指標】	B	B	60 61

注) 自己評価の目安

平成27年3月31日改正の独立行政法人駐留等労働者労務管理機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令(平成13年12月1日内閣府令第93号)等を踏まえ、年度計画等の項目に設定された評価指標ごとに、下記の独立行政法人駐留等労働者労務管理機構における業務の実績等に関する評価基準評定を目安として、自己評価結果欄に標語を記載した。(項目の評価指標が1つの場合は項目のみに標語を記載)

○ 独立行政法人駐留等労働者労務管理機構における業務の実績等に関する評価基準(抜粋)

第4 年度評価の基準等

…

(1) 項目別評定

ア 評定区分

項目別評定は、年度目標の各項目に対応する事業計画の項目等について、それぞれ以下の5段階(「B」を標準とする。)により行う。また、評定項目に複数の指標がある場合には、指標ごとの評定を総合して当該項目の評定とするものとする。

S: 機構の活動により、事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(定量的指標においては対年度目標値の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。

A: 機構の活動により、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる(定量的指標においては対年度目標値の120%以上)。

B: 事業計画における所期の目標を達成していると認められる(定量的指標においては対年度目標値の100%以上120%未満)。

C: 事業計画における所期の目標を下回っており、改善を要する(定量的指標においては対年度目標値の80%以上100%未満)。

D: 事業計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める(定量的指標においては対年度目標値の80%未満、又はその業務について業務運営の改善に関する監督上必要な命令をすることが必要と判断される場合)。

なお、業務実績を定量的に測定し難い場合においては、以下のとおり段階を読み替えたうえで、評定を行うものとする。

S: -

A: 難易度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。

B: 目標の水準を満たしている(「A」に該当する事項を除く)。

C: 目標の水準を満たしていない(「D」に該当する事項を除く)。

D: 目標の水準を満たしておらず、その業務について業務運営の改善に関する監督上必要な命令をすることが必要と判断される場合を含む、抜本的な業務の見直しを求める。

